

第百六十八回
会

参議院外交防衛委員会會議録第十一号

平成十九年十二月十一日(火曜日)

午前十時開会

委員の異動

十二月六日

辞任

大塚 耕平君
荒木 清寛君

補欠選任

喜納 昌吉君
山口那津男君

十二月七日

辞任

風間 直樹君
下田 敦子君
轟木 利治君

補欠選任

徳永 久志君
牧山ひろえ君
佐藤 公治君

十二月十日

辞任

喜納 昌吉君
徳永 久志君
牧山ひろえ君
井上 哲士君

補欠選任

榛葉賀津也君
風間 直樹君
藤末 健三君
山下 芳生君

十二月十一日

辞任

藤末 健三君

補欠選任

牧山ひろえ君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

北澤 俊美君

浅尾慶一郎君
犬塚 直史君
藤田 幸久君
佐藤 昭郎君
山本 一太君

委員

風間 直樹君
佐藤 公治君
榛葉賀津也君

第四部

外交防衛委員会會議録第十一号 平成十九年十二月十一日【参議院】

一

白 眞勲君
藤末 健三君
牧山ひろえ君
柳田 稔君
秋元 司君
浅野 勝人君
木村 仁君
小池 正勝君
佐藤 正久君
浜田 昌良君
山口那津男君
山下 芳生君
山内 徳信君

国務大臣
外務大臣
防衛大臣
国務大臣
(内閣官房長官)
副大臣
外務副大臣
防衛副大臣
大臣政務官
外務大臣政務官
防衛大臣政務官
事務局側
常任委員会専門員
政府参考人
内閣官房内閣審議官
内閣官房内閣審議官
内閣官房内閣審議官
兼内閣府国際平和協力本部事務局長

高村 正彦君
石破 茂君
町村 信孝君
木村 仁君
江渡 聡徳君
小池 正勝君
秋元 司君
堀田 光明君
福島 克臣君
鈴木 敏郎君
小澤 俊朗君

内閣法制局第二部長
外務大臣官房審議官
外務大臣官房審議官
外務大臣官房審議官
外務大臣官房審議官
外務大臣官房審議官
外務大臣官房審議官
外務大臣官房参事官
外務省国際法局長
防衛省防衛参事官
防衛大臣官房長
防衛省運用企画局長
防衛省人事教育局長
防衛省経理装備局長
横畠 裕介君
梅本 和義君
本田 悦朗君
松富 重夫君
小田 克起君
小原 雅博君
小松 一郎君
小川 秀樹君
中江 公人君
高見澤将林君
渡部 厚君
長岡 憲宗君

本日の會議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件

○テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(北澤俊美君) ただいまから外交防衛委員会を開会をいたします。

委員の異動について御報告をいたします。
去る七日までに、荒木清寛君、大塚耕平君、下田敦子君及び轟木利治君が委員を辞任され、その補欠として山口那津男君、喜納昌吉君、牧山ひろえ君及び佐藤公治君が選任されました。
また、昨日、井上哲士君、牧山ひろえ君及び喜

納昌吉君が委員を辞任され、その補欠として山下芳生君、藤末健三君及び榛葉賀津也君が選任をされました。

○委員長(北澤俊美君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。
テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法案の審査のため、本日の委員会に、理事會協議のとおり、政府参考人として内閣官房内閣審議官福島克臣君外十四名の出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(北澤俊美君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(北澤俊美君) テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法案を議題とし、質疑を行います。
質疑のある方は順次御発言を願います。

○山口那津男君 公明党の山口那津男でございます。

今日はまず、官房長官が御不在でありますので、そのほかの閣僚の皆さんに順次御質問をさせていただきます。
先般の予算委員会では、テロの抑止、防止というもののためには、一つはインド洋での給水・給油活動等を通じてこの海上阻止活動をするということ、それと一つはアフガニスタンの復興、これを我が国が主導的に支援をしていく、この二つというものが車の両輪であり、いずれも重要な意義を有するということを質問させていただきました。
とりわけ、二〇〇四年に私自身アフガニスタンに赴いて、そこで行われる民生活動の様々な具体

例を調査してまいりました。写真のパネル等を掲げて御質問させていただいたわけでありますが、その中で強く感じましたことは、例えば民生支援の中でも、やはり我が国の支援こそその経験を経て効果的な支援ができるという分野があるということを実感したわけであります。

例えば、結核でアフガニスタンでは毎年三万人近い方が亡くなっていると、こういう感染率の高いところでもあります。これらの治療に対して、我が国は結核研究所というものを支援して、実際の治療センターを設けてこの治療活動をカブール市内で行っているわけであります。これをアフガニスタン全土に広げていくという支援というものは非常に効果があると思っております。

またさらに、タリバン時代に女性の社会進出あるいは教育というものが必ずしも十分ではありませんでした。イスラム社会において、とりわけアフガニスタンにおいてはこの女子の教育というものも重要なものであるということを実感をいたしました。具体例としては、女子の高校、この校舎及び多目的体育館等を整備して女子の高等教育に大きな支援をしてきたという実績もあつたわけであります。

さて、現在アフガニスタンは治安の状況が必ずしも安定している実情ではありません。そうした中で、NATO諸国はPRT、言わば民生支援を、軍事部門が治安をともに維持する形でこの民生支援を促進すると、こういう活動をいたしているわけでありまして、このような活動に我が国が例えば自衛隊の部隊等を直接人を派遣して従事させるということは、現行法上できないわけでありまして。

しかし、民生の支援、民生の活動については、我が国が効果的と考えるもの、先ほど挙げたような例を始めとして、それらの活動について、NGOでありますとかあるいはアフガニスタンの地方の行政機関でありますとか、そういうところの支援を通じて間接的に関与することによってアフガニスタンの復興に寄与することは十分できるだろう

うと思うわけであります。そして、それらにふさわしい案件を探し出して、これからも順次その拡大を図り、そして充実をさせていくべきだと、こう思うわけであります。このような考え方に對する外務大臣の御見解と、そしてまた外務省としての取組についてまずお伺いしたいと思います。

○国務大臣(高村正彦) 我が国は、アフガニスタンを再びテロと麻薬の温床にしないとの決意の下、厳しい治安状況の中でも知恵を絞って、これまで政治プロセス支援、治安改善支援、復興支援等、幅広い分野で総額千四百億円以上の支援を行っているところでございます。我が国は、これらの支援を、二国間援助だけでなく、国際機関を通じて支援及びNGOに対する支援として実施してきております。

国際機関を通じて支援としては、国連開発計画、UNDPを通じてDIAG、非合法武装集団の解体であります。DIAGのための包括的イニシアティブ推進、国連世界食糧計画、WFPを通じた食糧援助、国連児童基金、ユニセフを通じた小児感染症予防計画等があります。また、日本のNGOへのODA資金による事業協力も行われておりまして、治安面による制約はありますが、飲料水供給プロジェクト等保健分野、学校建設プロジェクト等教育分野、地雷除去等を中心に、総額約十四億円に上る支援を実施してきているところでございます。

さらに、アフガニスタン支援の一環として、PRTと連携しつつ、結核予防といった医療、衛生、学校建設といった初等教育、女子を対象とした識字教育、職業訓練などの分野で活動を実施するNGO、地方行政機関に対し、我が国政府が草の根・人間の安全保障無償資金協力によって数年間にわたり二十億円規模の支援を行うこととしております。これまでに、リトアニア、スウェーデン及び米国が主導するPRTとの連携案件、合計十三件について贈与契約を署名し、二件については事業が開始されてきているわけでありまして、アフガニスタンの復興には、進展も見られるも

の、数多くの課題が山積みとなっております。我が国としては、今後とも、アフガニスタンの復興に向け、難民、避難民支援も視野に入れつつ、DIAG、非合法武装集団の解体を始めとする治安分野改革、農業・農村開発を始めとする地方総合開発、道路等のインフラ整備、教育分野等を重点分野とし、国際機関及びNGOとも協力しつつ支援していく考えてございます。

○山口那津男 アフガニスタンの復興については、安全を確保しつつ、可能な限りあらゆる手だてを講じて我が国として努力をすべきであります。是非とも大臣には御努力いただきたいと思っております。

さて、今日はこれから自衛隊の活動、とりわけ海外での活動に対する文民統制についての考え方、これを様々な観点からお伺いしたいと思っております。

まず防衛大臣に伺いますが、インド洋における給油活動をめぐって、海上自衛隊の幹部が給油量の間違いを認識しながら上司や他の部署に報告をしなかったという事実がありました。ここで私は個別の事実関係やあるいは責任の所在をお尋ねしようというものではありません。一般論として、この制服の自衛官に政治的な問題となり得る情報の取扱について裁量権を持たせるのは文民統制上問題があるのではないかと私は思っております。

自衛官の政治的判断の負担を取り除くとともに、むしろ政治的判断の責任を負える部門に情報をして報告をした上でその判断をするというような制度的な仕組みを整えていくべきであるとの基本的な考えのわけでありまして、大臣の御所見を伺いたいと思っております。

○国務大臣(石破茂君) 事実関係につきましては、もう委員もよく御案内のとおりであります。今、そこについては知っているというふうなお話でございましたので、割愛をさせていただきます。どういふふうにしていくかということですが、

当面、内局と各幕で資料の共有というものをシステムとして進めていくということでありまして。国会答弁資料を始めとする重要な業務用資料の作成に関しては、関係部局複数の者による確実な点検を実施いたしますため、内部部局、普通、内局と申しておりますが、内部部局及び各幕監部における関係部局が資料に基づき必ず相互に確認し合うような仕組みをつくるということ。二点目として、問題点を認識した場合には、当たり前のことですが、必ず上司や関係部局に報告、通報するための体制を整えるということでありまして。

山口委員も政務次官をお務めでいらつしやいましたので、防衛庁、当時防衛庁と申しておりますが、その中において内局と制服が、背広と制服がと申し上げてもよろしいかと思っておりますが、どのような役割を分担していくか、そして主権者たる国民に責任を負い得る大臣をどう補佐するのが一番適切なのかという観点から、組織改革も含む抜本的な改革案を検討するために、文民統制の徹底を図るための抜本的対策検討委員会というものをつくりました。それは、先ほど申し上げましたように、連絡体制をきちんとすると間違ったことが気付いたらちゃんと報告するとか、そういう当面の話はともかくというか当然のこととして、本当に文民統制を確実なものとする仕組みは今のままでいいのだろうかということを白紙的に私は考えていかなきゃいけないだろうと思っております。

これは自民党の佐藤正久委員からも御指摘をいただいたことなのですが、実際に各幕僚監部の制服の方々が国会答弁ということについてどれだけの認識を持っているかといえ、それは大臣がやることと、あるいは内局が支えることと、あるいは意識の乖離があるとすれば、それはやはりいいことじゃないだろうと。裁量権を持たせるわけではありませんが、大臣を支えるという意味においては内局も制服も一緒のはずなのですね。そのために、今のある意味整然と内局、各幕と分かれている、これがいいのだろうかどうだろう

か。もちろん、制服組も内局に勤務をいたしております。これがこのままの仕組みでいいのだろうか、そういうものを私は白紙的に検討をしてみたいと思うとすし、議会における御議論も是非賜りたいと思うところでございます。

○山口那津男 我が国における制服と内局との関係性、これは歴史的な経過もあります。是非、白紙的な議論は期待したいところでありますが、また従来の議論や経過というものも十分踏まえて、それぞれの時代の機能といえますか、これも踏まえて御議論いただきたいと思います。

さて、次に内閣法制局に伺います。

憲法は、再議決の対象としては法律のみを規定をしているわけであり。しかし、この自衛隊の海外での活動に国会がどう関与するかということは、立法ももちろんありますが、そのほかに国会承認と、あるいは国会報告を受けての質疑とか、いろいろなかわり方があるわけであり。また、法律以外の国会の意思決定には人事への同意などというものもあるわけであり。

憲法は、なぜこの国会承認あるいは人事の同意などについて何も触れていないのでしょうか、法律のみにして再議決を定めているのでしょうか。憲法は、これら国会承認に対してどういう態度を取っているかと理解すべきなのではないでしょうか。

○政府参考人(横山裕介) お答えいたします。

憲法では、法律案につきまして、衆議院で可決し参議院でこれと異なつた議決をした場合などにおける衆議院の再議決に関する規定を設けております。他方、国会の承認一般、御指摘の同意等も含めまして、については規定を設けておりません。

その意味するところ、ここににつきまして法理上の観点から申し上げますと、国会の承認等につきましては、憲法自体が定めております条約の締結に必要な国会の承認などを別といたしまして、そのような仕組みを設けるかどうかを始めて、国会の承認等の制度自体がその承認等の対象となるべき事柄について定めたそれぞれの法律の定め

るところによるものであるということ、すなわち、ある法律において国会の承認等に関する規定を設けるかどうかは当該法律についての立法府の判断にゆだねられているということであると考えるべきです。

○山口那津男 ということ、法律という意思決定の形式以外のところ、国会承認等については、個々の承認の対象との関係で立法府にどういう手続を取るか、衆議院の優越を認めるかどうか、これを国会にゆだねていると、こういう考え方という御説明であつたわけであり。

さて、官房長官が来られましたので、この国会の関与の在り方について順次お聞きしていきたいと思ひます。

まず、旧テロ対策特別措置法が国会に提出された当時、原案では国会承認の手続は入つておりませんでした。これはなぜ入つていなかったのでしょうか。

○国務大臣(町村信孝) 旧テロ特措法のお尋ねでございますが、なぜ国会承認規定が入つていなかったのかということでございます。

委員御指摘のとおり、政府の当初出した法案では国会承認の規定を設けておりませんでした。これは、当時の小泉総理が衆議院の本会議で全く同じ質問で答弁をされておられますので、それをちよつと読み上げさせていただきます。

○山口那津男 はい、お願いします。

○国務大臣(町村信孝) この旧法案、「本法案は、米国の同時多発テロへの対応に目的を限定した特別措置法案であり、対応措置の必要がなくなれば廃止することを前提としております。また、自衛隊の派遣を含めた基本計画の内容も国会に報告します。このため、法案をお認めいただければ、対応措置の実施についても御同意いただいたとみなし得るのではないかと考えております。」と、こういう考え方で当初はこの規定が、国会承認の規定がなかったということでございます。

○山口那津男 さてそこで、例えばPKO協力法という別な法律があります。そのほかにも自衛

隊の海外での活動を定めた法律が幾つかあるわけであり、それらの法律には国会承認が盛り込まれている、例えばPKOの本体業務については国会の事前承認を原則とすると、こういう規定があるわけであり、そういう国会承認を必要とする規定した理由はどのようなことだと思ひますか。

○国務大臣(町村信孝) これは、それぞれの法律の中でその必要性を勘案をして国会承認を求めると、あるいは報告にするかどうかということが個々の法律によつて決まっています、先ほど法制局の答弁の考え方なんでしょうと私も思つております。

例えば、国際平和協力法につきましては、自衛隊の部隊等が、先ほど委員言われたいわゆるPKF本体業務に該当する場合には原則として事前承認を得る。しかし、それ以外の場合、例えば輸送業務でありますとか施設整備などの業務に従事する自衛隊の部隊等の派遣については実施計画を国会に報告する、あるいは当該業務の実施が終わつたときにはその結果を国会に報告をする、また、その当該業務を行う期間に変更があつたときは実施の状況をそれぞれ遅滞なく国会に報告をするというところで、本体業務とそれ以外の場合を分けて

いるわけであり。

周辺事態安全確保法につきましては、自衛隊の部隊等が実施する後方地域支援、後方地域捜索救助活動、船舶検査活動の対応措置を実施する場合について原則として事前承認を得ることになつております。そして、その基本計画の決定あるいは変更があつたときはその内容、また基本計画に定める対応措置が終了したときはその結果を遅滞なく国会に報告をするということ、法案の中身、どういう活動をするのかということに依つて、それぞれ国会でのまた御議論を踏まえてこうした規定ができたというところであろうかと思ひます。

○山口那津男 それぞれの趣旨によるところとありますが、それでは、PKO協力法の本体

業務に国会承認を入れた理由はどういうことなんでしょうか。

○国務大臣(町村信孝) これはやはり、正に自衛隊のある意味では本質的な部分であります武器の使用でありますとか、そういうことにかかわつてくる可能性があるからということは一つの大きな判断要素ではないかと思ひます。

○山口那津男 そこを深掘りしたいと思ひますけれども、まず次の質問に参ります。

旧テロ特措法は国会で修正がなされました。国会の事後承認を入れたわけであり。この事後承認を修正で入れた理由は何なんでしょうか。

○国務大臣(町村信孝) 旧特措法のことです。

○山口那津男 そうです。

○国務大臣(町村信孝) これにつきましては、当初は国会承認に係る規定がございまして、それを、これは国会でお決めたわけですが、結局これは、この法律について基本的な枠組みを維持しながら、しかし一層幅広い国民の理解と支持を得ていく、こういう趣旨から衆議院の段階で国会の事後承認を要する枠組みに修正をされた、正に国会の議論を踏まえて修正をされたというふうに理解をいたしております。

○山口那津男 その国会の議論のどういふところを酌み取つてこの事後承認を入れたと御理解していますか。

○政府参考人(鈴木敏郎) お答えいたします。

旧テロ特措法におきまして、その事後承認というのは議院修正ということであつたわけでございますけれども、その考え方につきましては、対応措置の迅速性を確保するという政府が当初提出いたしました原案の考え方を維持した上で、自衛隊法に規定する治安活動が事後承認となつていくということを例といたしまして、国会の事後承認を要する枠組みに修正されたものであるというふうに私も承知しております。

○山口那津男 それでは、当時、民主党は事前

承認にすべきである、こういう御主張をされた
と承知しておりますが、なぜ事前承認ではなくて
事後承認になったのでしょうか。政府参考人で結
構ですので、御答弁いただきたいと思ひます。

○政府参考人(鈴木敏郎君) お答えいたします。
重ねて、先ほど申し上げました点と重なる点が
ございますけれども、事前承認が事後承認かとい
う議論が議院であつたと、なされた際に、最終的
に事後承認という格好で議院修正がなされたの
は、先ほど申し上げましたように、自衛隊法で
治安出動が事後承認となつてゐるという例など
踏まえて、最終的には、先ほど官房長官の方から
申し上げたように、そういったことも踏まえつ
つ、やはり国民の広い理解を得ていくという観点
に立つて事後承認ということになつたというふう
に承知しております。

○山口那津男君 これは政府の側からなかなか答
弁しにくいかもしれませんが、当時の議論を振
返りますと、私も議論に参加をしておりまし
た。その当時、修正提案者の考え方というのは、
一つは、国民の理解と支持を仰ぐために国会の承
認を入れたことでありました。それともう一つ
は、自衛隊の対応措置の迅速性を確保するとい
うことと国民の理解との調和を考えた上で、事前
ではなくて事後にしたということが答えられてい
るわけでありました。

そしてまた、別途、時限法でこの法律ができま
したので、法律を作ること、立法の手続とその成
立後間もなく行われる国会承認の手続というの
は、事前の承認を入れた場合には、時間が近接し
ておりますところから、これが二重の手続になり
得ると、それを回避した上で実際に行われた活動
を事後に承認するということがかえつて適
切であろうと、こんな論議がなされたことと承知して
いるわけでありました。

さてそこで、その修正によつて成立した法律に
基づいて事後承認の対象となつたものは具体的に
どういふものなのでしょうか。

○政府参考人(鈴木敏郎君) お答えいたします。

旧テロ対策特措法の下では、第五条一項の規定
に基づきまして、基本計画に定められた具体的
な協力支援活動、捜索救助活動及び被災民救援活動
を実施するということについて自衛隊の派遣先の
外国の範囲を明示して国会承認を受けたというこ
とでございます。

○山口那津男君 当時の国会承認の対象の記録を
見ますと、法律に掲げてある三つの活動、協力支
援活動、捜索救助活動、被災民支援活動、これら
の活動の実施について承認を求めているわけであ
ります。

中でも、協力支援活動というのは給油や給水を
含むわけでありまして、これらの活動の地域につ
いてはインド洋、括弧弧してペルシヤ湾を含むの沿
岸でやるということが承認の対象となつてゐるわ
けですね。つまり、この給油・給水活動、インド
洋、ペルシヤ湾を含むインド洋の沿岸で行うとい
うことが国会承認の対象に当時なつたわけであ
ります。

そして、これらについては極めて適切な判断だ
と私は評価をいたしますが、当時の民主党の皆さ
ん、例えばここにおられる北澤委員長であられま
すとか、あるいは浅尾委員であられまますとか、あ
るいは江田議長、その他民主党の重立つた方々は
この国会承認に賛成をしたわけでありまして、そ
れは適切な判断だつたと私は思つております。そ
の上で、今回の法案の審議に当たつても妥当な結
論をお出しいただきたいと願つてゐるわけであ
ります。

さてそこで、次の質問に参りますが、この事後
承認の対象を、基本計画ではなくて、今言つたよ
うな承認の対象としたというのはどういふ理由な
んでしょうか。

○政府参考人(鈴木敏郎君) お答えいたします。
旧テロ特措法におきまして、基本計画そのもの
ではなく、対応措置の実施というものを国会承認
の対象としたことにつきましては、次のよ
うな理由を勘案したものであるということござ
います。

まず第一に、防衛出動や周辺事態などを含めま
して緊急事態に際して国会承認が認められてゐる
というものは、いずれもその実施についてであると
いうことでございます。

それから第二番目に、対応措置の多様性あるい
は複雑性、流動性ということを考えますと、その
具体的な措置は行政の責任において、さつき先
生がおつしやいましたように、迅速になされるこ
とが実効的であると、実際のであるということござ
います。

第三番目に、基本計画の決定や変更があつたと
きは国会報告をするということも規定してあると
いうことも勘案してございます。

そして、防衛省とかほかの関係行政機関が既存
の法令に従つて対応措置を迅速に実施するという
ことが当然期待されておるところでございますけ
れども、こういった措置まで国会の承認を要する
ことになつてしまふという、そういう今申し上げ
ましたような理由を勘案いたしまして、基本計画
そのものではない対応措置の実施というものを国
会の承認の対象としたこととでございます。

○山口那津男君 今のお答えにありましたよう
に、基本計画は政府に裁量権を与えて幅広い活
動、措置を規定できるようにするわけであ
りますが、その中から自衛隊の行う対応措置を抜
き出してそれに対して国会が承認を与える、これ
が文民統制の趣旨になつた承認の在り方である
ということだろふと思ひます。

さてそこで、官房長官に伺ひますが、当時の旧
法も、また今現在議論しておりますものも時限法
であります。そしてまた、特別措置をとる特別措
置法になつてゐるわけでありまして、別な言葉遣
ひとして、恒久法とかあるいは一般法という言われ
方があるわけですね。これはもう混同して使われ
てゐる場合も多いわけでありまして、簡単に整理
しますと、時限法に対して恒久法という言われ
方、そしてまた一般法に対して特別措置法という
言われ方、これらが対比されながら議論されるの
が適切だろふと思ひます。

それでは、この一般法といった場合に、一般法
と比べて特別措置法、本法案は特別措置法なんであ
りますが、一般法というのはこの事案に対応した
ものはまだ作られてはいませんか、なぜ特別
措置法にしているんですか、どこが特別な措
置なのでしょうか、これをお答えいただきたいと
思ひます。

○国務大臣(町村信孝君) 幾つかの点が当然のこ
とながら特別措置である理由であろふと思ひま
す。

まず、目的からして、例えば今の御審議いた
だいてゐる法案はテロ対策海上阻止活動への補給支
援だ、それに係る自衛隊の活動。もしこれが一
般法であれば、こうしたテロ対策というものを別
に決めることはないわけですね。しかし、それは
一般法と言われるもの、書き方によつては幾つか
の例示をすることは可能かもしれませんが、ま
ずそこが違ひます。

それから、実施する活動の内容も、あらかじめ
今回のように給油活動、給水活動と分かつてゐる
場合と、それから、そこは必ずしも分かつてゐ
ないで、一般的にもうちょっと幅広く、協力支援であ
るとかあるいは選挙監視であるとか等々幾つかの
典型的なケースを書く、その中からいざ本当に実
行というときはその実施活動の承認を得る等々の
ことになつてくるんでしようけれども、そういつ
た形も違つてゐると思ひますし、また、こうやつ
てそもそも時限である、これは目的を達成すれ
ば法律が終わる。一般法であればそうした時限性
もない。

等々、当然のことながら、今委員言われた一般
法と特別措置法の違ひというのは幾つかのメルク
マールで当然出てくるものだ、こう思つており
ます。

○山口那津男君 今お答えがありましたけれど
も、この特別な措置というのは、旧法を作つた当
時の小泉総理の答弁にもありましたように、目的
が達せられれば廃止されるべきものという、この
たびの事態に限つての措置であるということも一

つの大事な要素だろうと思っております。

さてそこで、このたびの法案については一年間の時限法としたわけですね。そして、国会承認は入れておりません。これがなぜ国会承認を入れないのかというところ、これは以前も私は予算委員会でお尋ねしたところでありましたけれども、この今までの御議論をさせていただいた文民統制との関係で、なぜ一年の時限法とし、そして国会承認を入れたのか、その関係性も含めてお答えをいただきたいと思っております。

○国務大臣(町村信孝君) これはいろいろな委員から、なぜ国会承認がないのかというような別の形での問い合わせも再三いただいているところがございますが、今のこの御提案をいたしております補給支援特別措置法案、これは活動の種類、内容を補給に限定をしております。また、派遣先の外国範囲を含むその実施区域の範囲についても法律で明示をしております。その結果として、旧テロ特措法では国会承認となつた項目はすべて、すべてこの法案に書いてあるということでございまして、この法案の国会審議そのものが旧テロ特措法の国会承認と同等と見ることができ、こういうことで、この法案が国会において可決成立をさせていただければ、その後重ねて国会承認を求めないといけないのだと、こう考えているわけでありまして。そして、この国会による議決そのものが正に法案の、法律の制定という意味で、これ以上の国会によるシビリアンコントロールはないものと、こう私は理解をいたしております。

また、一年というお話もございました。これは当初、政府の方では二年という考えもあるではないかということではございましたが、これは自民党、公明党、政党内閣の御議論なども踏まえて一年ということにさせていただいたわけでございますが、やはりこれも、活動の継続の必要性についてより幅の広い国民の理解と支持を得るためにも、一年ごとに改めて継続の可否というものを国会で御判断をいただくことが適当であろう、これも、やはりシビリアンコントロールという観点

からこの一年というものの意味もあるのではないだろうかという委員の御認識と私どもはある部分では共有しております。

○山口那津男君 今のお答えがありましたとおり、今回の法案は、これまで旧特措法に基づいて行ってきた活動のうち実際に実施された活動、つまり給油、給水をインド洋、ペルシャ湾を含むインド洋の沿岸で行うと、この活動に限定をされているわけでありまして。

これまでのPKO協力法にしてもその他の法律にしても、国会承認を入れ込むということは、法律で権限を与えた、授權をした、行政府に与えた、そして行政府が実際にそのメニューの中から具体的な活動を定めた、特定をした、それに対する国会の承認、関与ということでありまして、その国会承認の成す意味は、やはり行政府が裁量を与えられた中で具体的に選り取つて特定したものを国会が是とするか否かというところに核心があるわけですね。手続が二重になるところであれば、これはある種の無駄でありまして、この必要はないものだと思つていいものだと思います。

旧法の当時は、そのインド洋、ペルシャ湾を含むインド洋で給油・給水活動をするということについて民主党の皆さんも当時は賛成を、承認に賛成をしたわけですね。ですから、その全く同じことを法律に書いて審議をいただくということは、同じことを国会承認で繰り返す必要はないものだと、こう思うわけでありまして。

そして、国会承認は本来国民の理解と支持を得るための念の入つた国会の関与であるという趣旨にかんがみれば、一年の時限法として一年ごとに法律をそもそもの審議をしてその成立を図るというこの議論の中に国会承認の事前の承認以上の私は重みがあると、こう考えるわけでありまして、今の御答弁と同じことでもあります。そういう意味で、この一年の時限法として国会承認を入れなかつたということが文民統制の趣旨にもとるものとは到底考えられないと、こう確信するもので

あります。

さてそこで、国会報告という別な手段もあるわけでありまして。この国会報告については、本法の場合、当初政府が骨子案として示したもののについては、二年の時限法として、その中間の一年の段階で国会報告をするという、言わば活動の中間的な国会報告というものが盛り込んでおりました。しかし、最終的に一年間の時限法としたことで、活動の中間的な国会報告は必ずしも必要ないであろうという結論に至つたわけでありまして。

そもそも国会報告というのは、先般総理の答弁にもありましたけれども、行政府の行う活動について国会からその活動内容の報告ないしは情報の開示を求められれば、これはいつでも行政府としては応じなければならぬものでありまして、法律に国会報告の定めがないからといってこれができないというものではないだろうと思つていただかね。そして、その中間的な報告ということではなくて、活動の開始あるいは終了についても、本法では国会報告の規定は盛り込んであるわけでありまして。

これから国会報告の趣旨と本法に定めた内容について、簡潔に御答弁いただきたいと思つております。

○国務大臣(町村信孝君) 本法では、国会報告につきましましては、実施計画を定めることにしておりますが、その実施計画が決定されたとき又は変更があつたときはその内容を報告をいたします。また、活動が終了したときはその結果を報告をするということにしているわけでございます。こうした国会報告というの幅広い意味でのシビリアンコントロールの確保に資するものであると、こう受け止めていただきたいと思います。

○山口那津男君 この国会報告というのは、行政府に立法府に対する報告を命ずるというものであります。しかし、この国会報告を受けて国会がそれに対応する質疑あるいは議論をするかどうかというの、必ずしも国会報告の規定だけでは保障されないわけでありまして。

現実、PKO協力法については国会報告の規

定がありますが、当初UNTAC、カンボジアのPKOを行ったころは、国会報告に対して国会がそれに対する質疑を設ける機会をつくつていたこともあります。しかし、そのほかのPKO、例えばモザンビークでありますとかゴラン高原でありますとか、その都度の国会報告に対して、そのたびごとに国会が必ずしも議論をしたわけではございません。その意味で、国会の議論というものが保障されているわけではないわけでありまして。

しかし、国会承認は、これは必ず立法府にその承認という手続を通じて議論の機会を保障しているわけでありまして、国会承認という手続はその意味で重みがあると、こう考えるわけでありまして。

さて、質問を変えますけれども、官房長官は去る九日、街頭演説で一般法について言及をされた報道されております。その内容は私どももつづきには分かりませんが、この趣旨、意図について官房長官にお伺いをしたいと思います。

○国務大臣(町村信孝君) 日曜日の午後、国民の幅広い理解を得たいと、この新法について、そういう思いで街頭に立つたわけでございますが、その際に、給油活動は是非継続をお認めをいただきたいと、そしてこの法案が幸い可決、成立をした後、まず与党の中で十分議論をし、その上で国会の中においても与野党を通じて、特措法ではない、いわゆる先ほど委員から御指摘のあつた一般法、自衛隊の海外活動に関する一般法というものを議論をしたいということを申し上げたわけでございます。

その必要性等は今あれこれ申し上げませんが、特に私の頭の中にもありましたのは、衆議院の議論の中で非常に多くの民主党の議員の方々が一般法の必要性というものを述べられました。たしか三名ほどの議員があるその必要性をお述べになりました。そのこと頭にあつたものですから、これは、与野党がある意味ではこうやってねじれていたりとか国会の合意形成が難しいと言われている中であつて、本件は場合によれば与野党の合意が

でき得る政策対象になるのではないかと、そんな期待も込めまして一般法の議論の進め方につきまして問題の提起をしたということでございます。

○山口那津男君 最後になりますが、文民統制の立法技術的な手法としては、今まで述べましたとおり、恒久法か時限法かという決め方、あるいは一般法か特別措置法かという決め方、さらに国会承認、国会報告、あるいは法律目的を明確にする、あるいは国際協調性を確保する、さらに活動内容を特定、限定をする、あるいは政府内の手続の透明性を図るなど様々な手法があり、それらの組合せによって総合的なシビリアンコントロールが確保されているかどうかが重要だと私は思います。

そこで、官房長官、こういった文民統制の立法技術的な在り方についての基本的な御認識、そして本法への配慮、またもう一つ、去る三日から防衛省改革会議の議論が始まり、その対象として文民統制の徹底ということも対象になっていると伺っております。これは、行政的な運用の観点だけではなくて、是非幅広いこの文民統制の在り方について御議論も期待したいと思っております。あります、それらに対する御所見を伺って、私の質問を終わります。

○国務大臣(町村信孝君) シビリアンコントロール、大変重要なことであり、こう思っているわけでございます。重複になるかもしれませんが、この法律では旧法と比べて補給活動に限定をする、外国の範囲も特定をすることで法律で明示すると、旧法では承認事項であったものを法律で明示すると、その法案を正にこの国会で御審議をいただくということが国会によるシビリアンコントロールの確保ということそのものであると、こう思っております。

また、これも委員御指摘のあった時限法であり、法律の有効期間が一年ということで、一年たつたならばそこで継続の必要性の有無を含めて改めて国会で御審議をいただく、これもシビリアンコントロールに資するということであります。

し、また国会報告というものもその中に盛り込まれているわけであり、また、この法案につきましては、国会によるシビリアンコントロールの確保という観点から配慮がなされた法案であると、こう私も理解をした上で提案をさせていただいているところでございます。

なお、委員から防衛省改革会議のことをお触れいただきました。様々な今問題が指摘をされております防衛省でございます。そういう中であつて、調達の問題でありますとかあるいは秘密漏えいの問題でありますとかと並んで、この文民統制の徹底というものを一つの大きなテーマとして議論をしようと思っております。今委員お触れになりました、正に文民統制というのは、余り幅狭い議論ではなくて、幅広く、国民の目線に立つて国民の理解を得る、そして国会、いろいろな方々のきちんとした関与というものをきちんと担保していくという意味で、このことを改めて一から議論を直すということは大変重要なことであり、こう思っております。

私と石破防衛大臣とともにその会議に参加をして、幅広い議論を有識者の皆様方にもしていただいて、適切な対応の基本的なところを意見集約ができればいいなと期待をしているところでございます。

○山口那津男君 終わります。ありがとうございます。

○藤末健三君 民主党・新緑風会・日本の藤末健三でございます。

私は、このテロの対策につきまして、ノーベル経済賞を受賞されたアマルティア・セン・ハーバード大教授の、テロの根本的な原因は貧困と教育の不足にあるという言葉に基づきまして、テロを根本的になくすためには、武力ではなく、アフガニスタンの方々の生活を安定化させること、食料や医療や教育の提供によってアフガニスタンの方々の生活を安定させることこそテロの根本的な撲滅になるという観点から、三つのポイントで御

質問申し上げたいと思います。

一つは、まずアフガニスタンの方々の生活の困窮、そしてそれに対する支援をどう考えるかということ。そして二つ目にございまして、今治安が非常に乱れているアフガニスタンの中において、この治安維持に対して我が国が何を貢献するか。そして三つ目に、これは非常に重要なことでございまして、我が国がこの国際的な中においてどのような地位を確立していくか。日本がこのテロの対策の問題についてイニシアティブを取る必要が私はあると思います。その三つの観点について御質問を申し上げたいと思います。

まず一つ目に、アフガニスタンの国民の方々の生活の現状についてでございますが、私はいろいろこの問題、勉強させていただきまして、まず外務省の方々の努力に敬意を表したいと思います。今まで十二・四億ドル、日本円に直しますと約千四百億ドルほどの支援をなされ、これはアメリカの人道支援に次いで二番目に大きいということ。そのような結果から、そのような努力から、五百万人以上の難民の方々がパキスタンやイランから帰還され、そして初等教育の就学率は二〇〇年の一九％から二〇〇五年には約八七％、九割ともう大幅に改善していること。そして、子供の就学数は約百万人から五百四十万人と大幅に増え、特に女性の就学率がゼロだったものが三五％までになったというような努力。そしてまた、先ほど山口委員からお話がございましたが、結核やほかの予防を受けた子供が二〇〇〇年三五％だったものが、二〇〇五年には六四％となっております。

このような状況ではございますが、まだまだアフガニスタンの方々の生活は非常に厳しいものであるというふうに考えますが、その点について高村大臣の御認識を伺えますでしょうか。

○副大臣(木村仁君) お答えいたします。

三年に全国規模で実施された評価に基づき調べたところ、農村部の定住地域に暮らす三百八万人には基本的な食料のニーズを満たすのに十分な資源へのアクセスがない、それに加えて、三百万人が季節によっては食料不足に陥っているというようなことが指摘されております。

次に、飲料水につきましては、完全にきれいにした飲料水を手に入れることができる人たちの割合は、これは世銀の統計でございますが、全人口の三九％、二〇〇六年ということとされております。

次に健康状態、病院の整備状況でございますが、アフガニスタン政府によりまして、アフガニスタンには百十九の病院があるが、すべてが完全に機能しているわけではない旨述べております。

次に学校の整備状況でございますが、アフガニスタン政府は、三千五百の学校が創設されたけれども、既存の学校のうち二五％の建物のみが使用可能である、数千のコミュニティでは学校へのアクセスが困難である、そう述べております。

また、文盲率につきましては、アフガニスタン政府は、千百万人のアフガン人が読み書きができない、二〇〇七年度でそういう状態でございます。失業の割合でありますけれども、アフガニスタン政府によりまして、二〇〇六年で三五％とされております。

以上でございます。

○藤末健三君 どうもありがとうございます。

私の方でもいろいろ調べておまして、我々、NGOの方々、実際にアフガニスタンで活動された国際機関の方々、いろいろな方々からお話をお聞きしますと、まずアフガニスタンで、先ほど木村副大臣からお話いただきましたけれども、私が調べた資料では、今栄養失調の方が大体七割おられるという状況でございます。そして、五歳未満の子供のうち慢性的な栄養失調が約五〇％、これは国連世界食糧計画のデータでございますが、半分以上の子供が慢性栄養失調という状況。そして

飲料水も、先ほど御指摘ありましたように、半分以上の方、三分の二の方々が雨水や川の水を飲まれている。

そして、病院の数、先ほど百十九という話をいただきましたが、これは人口当たりに直しますと、大体日本の二十分の一から三十分の一になります。また、都市部に病院はほとんど集中してしまっていて、農村部の方が病気にかられると、何と二、三日掛けてやっと病院にたどり着くという状況でございまして、今アフガニスタンにおける子供の死亡率は非常に高くなっています。五人の生まれた赤ちゃんのうち何と一人が五歳になる前に亡くなっているという状況でございまして、また同時に、子供を産んだ母親何人亡くなるかという、何と年間一万七千人亡くなっている。衛生状況が悪い中で子供を産まれ、そして母親が亡くなるというのが一万七千人いるという状況でございまして、平均寿命は今アフガニスタン、四十四歳という状況でございまして、非常に栄養もなく、そして病院もないという状況でございまして。

そしてまた、失業率の話もさせていただきましたけれども、私は一番非常に感じますのは、経済のインフラや農業インフラが破壊されておりますので、特に若い方々、成年男子が四割が仕事に就けていないという状況でございまして。この四割の成年男子、どのような仕事をしているかという、ケシの栽培やギャング化しているという状況でございまして、これは国会でも非常に議論された話でございまして、麻薬、ケシの栽培がこの二年間で二倍になったと言われておりまして、二〇〇六年のアフガニスタンの麻薬栽培量は世界の九割以上を占めるという状況になっております。ですから、職場がない、失業率が高いということと、それと麻薬が増えたということ、非常に大きな関係があるということです。

また、教育につきましても、WFP、国連世界食糧計画によると、識字率は男性が四三%、女性は一四%になっていきます。先ほど三千五百の学

校があるが使えるのは二五%ということをおっしゃっていただきましたが、私の方でも調べますと、今学校と言われているもののほとんどが屋外でやつたり、若しくは仮設テントで行われているという状況でございまして、本当にきちんとした学校が建物としてあるというのもないような状況でございまして。

このような状況で非常に重要なことは治安の問題でございまして、今アフガニスタンにおける自爆テロの数なども非常に増えているという状況でございまして、それはなぜかということを考えますと、多国籍軍による誤爆や誤射による一般人被害者の数が非常に大きくなっているというふう聞いています。誤爆や誤射による一般市民の被害についてもデータがありましたらよろしくお願いたします。

○副大臣(木村仁君) 誤爆あるいは誤射による一般市民の被害者数については、アフガニスタン政府等から発表された公式な統計があるとは承知しておりません。

テロによる犠牲者につきましても、例えば米国の非営利団体、MIPPT等が今、十二月十日発表したところによりますと、千六百三十八人とされています。

○藤末健三君 私がNGOの方に聞きしたデータによりますと、自爆テロ、非常に増えておりまして、二〇〇五年に十六件だったものが二〇〇六年には二百二十件と十倍になっています。

この自爆テロによる死者が二〇〇六年に、これは推定でございまして、六千人いると、そのうち民間人が千五百人というデータをいただいております。NGOの方から。また、ISAFという多国籍軍が公表したデータを見ますと、多国籍軍の誤射、誤爆による民間人の死者の数は二〇〇七年一月から四月までの四か月で三百二十人から三百八十人になるんじゃないかというデータもございまして、非常に一般市民の方がどんどんどんどん犠牲になっていく。私がNGOの方からお聞きした話では、もう既

にアフガニスタンでは、いろんな市民の犠牲者が出て、その家族の方々の悲しみ、苦しみがあり、多国籍軍に対する投石運動も起きているというふうにお聞きしております。そこら辺についての御認識、もし何かあられたらよろしくお願いたします。

○副大臣(木村仁君) 先ほど申しましたように、正確な数字を承知しているわけではありませんが、大統領が空爆をやめてほしいという発言をしましたのは、恐らくそういった誤爆や誤射による死亡者がいると、いるというか、多くいるということではないかと存じます。

○藤末健三君 ありがとうございます。

大統領がまさしくもう空爆はやめてくれということをお願いしているという状況であることを是非私は多くの方々に伝えたいと思います。

このような中に、本当にこのテロの問題を解決するために何が必要かということを考えますと、これはもう繰り返してございしますが、アマルティ・ア・セン・ハバード大教授がおっしゃるように、本当にテロを根本的になくそうということを考えた場合に、軍隊によりテロリストを捕まえるということよりも、実際にアフガニスタンの方々の、市民の方々の貧困や、そしてまた教育の不足などを対応していくことが私はもう王道じゃないかというふうに思っております。

今まで我が国は、冒頭に申し上げましたように、十二・四億ドルの人道支援を行ってきたわけでございます。しかしながら、アメリカの動きを見ますと、アメリカは、調べますと、細かいところは分かりませんが、大体百六十億ドルということと、日本の貢献の十倍ほどの人道支援を行っているというふうに思いますが、もつと我が国も人道支援を増やすべきではないかと思うんですが、その点いかがでございましょうか。

○委員長(北澤俊美君) だれ。

○藤末健三君 大臣、もしよろしければ、副大臣、お願いします。

○副大臣(木村仁君) 人道支援はもちろん多々ま

すまず弁ずでございしますが、既に千四百億という、我が国の立場からは相当努力をしてやっているものと考えております。なお努力をして増やすことは必要であると認識いたします。

○藤末健三君 是非またちょっと詳しく議論させていただきますが、まずDIAAGやSSRといった議論に移らせていただきたいと思います。

DIAAGの議論はもう先ほどございしましたけれども、そもそものはこのDDRという元兵士の武装解除、動員解除、社会復帰、英語でディスアーマメント・デイモバイリゼーション・アンド・リインテグレーションというDDRを、我が国はUNAMA、国連の下でやってきたわけでございまして、このDDRは二〇〇三年十月に開始されまして、旧アフガニスタンの軍約六万人の武装解除に至り、二〇〇六年六月に完了したと。

このDDRは非常に高い評価を受けているわけでございますが、今、外務省、また政府におかれましては、国防省に属さない、軍に属さない、非合法的な武装集団の解体ということでDIAAGというものを開始されておられます。私も、このDIAAG、もう非常に進めていた方がいいと思っております。

に、治安、警察の改革ということでSSR、セキユリティー・セクター・リフォームというのもございまして。

このようなDIAAGやSSRという活動を我が国が進めることによって、もつとアメリカとの関係、そして国際的な評価を得られるというふうに考えますが、このDIAAG、SSRを進めることについての御意見を伺えますでしょうか、お願いします。

○国務大臣(高村正彦君) 我が国は、治安分野改革、SSRであります。これは大変重要であるというふうに認識をしております。アフガニスタンに持続的な安定をもたらすためには、アフガニスタン政府自身が治安活動の責任を担うことが不可欠であると、こういう観点から、二〇〇二年四

の活動についてちよつとお話をさせていただきたいと思ひます。

この国会においても既に議論されているわけでございますけれども、自衛隊の方々がブルドーザーやシャベル、武器ではなくブルドーザーやシャベルを持って工作部隊としてアフガニスタンに行つていただき復興の作業をしていただくということが一つ考えられるのではないかと思います。

既にもう撤退はしましたけれども、韓国はアフガニスタンのバグラムで二百人の方が活動していただと。その内訳を見ますと、五十名の方が医療部隊ということでございます。そして残りの百五十名が韓国軍の土木部隊ということで、我々が過去にカンボジアで行つたような様々なインフラの建設を工作部隊が行つていただいたと。また、ニュージランドもバミヤンで土木部隊が学校や道路や病院の建設を行つておりますが、我々もこのようなインフラ建設というものを自衛隊の方々の力をおかりしてやるという選択肢もあるのではないかと思います。その点につきましていかがでございますでしょうか。

○国務大臣(高村正彦君) アフガニスタン本土への自衛隊の派遣を具体的にまだ検討したことがないで断定は避けたいと思ひますが、現下の極めて厳しいアフガニスタンの治安状況の中で、やむを得ず危険な事態に対応せざるを得ず、多数の犠牲者が出るような事態も少なくないと思ひているわけであります。

このような中、一般論として申し上げれば、こうした現実の治安情勢にかんがみ、アフガニスタン本土での活動は、憲法との関係、要員の安全確保、日本として効果的な貢献ができるか否かなどの観点から、我が国としてそれほど容易なものではないと、こう考えております。ただ、御覧の方から対案としてそういう案が出てくれば、政府としても真剣に検討する用意はあるわけでございます。

今、インド洋での給油活動の方が問題なく、かつ我が国として効果的な貢献を行うことができる中、海上阻止活動に対する支援を打ち切つて要員をアフガニスタンに派遣せよということなのであれば、なぜそのような方向転換をしなければならぬのか、私には理解が困難であるわけであります。政府としては、まず今国会で補給支援特措法案を早期に成立させる必要があると考えているわけであります。

委員がおつしやること、頭から否定しているわけはないので、対案として出てくれば検討する用意があると、こういうことでございませう。

○藤末健三君 この点については非常に重要な点でございますので、議論を深めるべきだと私も思ひますけれども、やはりある程度、先ほど私はテロの根本的な原因は貧困と教育の不足にあるということを示し上げたわけでございますが、アフガニスタンで、例えば水道の工事をやつたり、あと道路というインフラを造り、あと学校、病院を造るということをするのを考えた場合に、やはりある程度の自衛隊の方々の力、御経験というのは必要ではないかなというのを私個人としては思つております。是非国会の場で議論が深まるようになればと思つております。

また同時に、先ほどのSSR、治安改善につきまして、EUが警察再建ということでユーロポリの方々を百六十名派遣するということを検討されているというふう聞いております。このような警察派遣に対する協力を我が国としてできるのではないかなというのをちよつと私考えておりました。我が国の、例えば我が国はカンボジアにおきまして警察の研修などをやつた実績がございます。他国でもございませう。現地の方々を日本に連れていただき、警察の制度を学んでいただき、現地に持つて帰つていただくということをしたいわけでございますが、そのようなEUが行つています警察の派遣、警察の再建などに我が国が貢献するということについて、何か考えておられたらお答えいただきたいと思います。お願いします。

○国務大臣(高村正彦君) 我が国としては、警察再建を含む治安分野改革は大変重要であると認識をしていただいております。

アフガニスタンに持続的な安定をもたらすためには、アフガニスタン政府自身が治安活動の責任を担うことが不可欠との観点から、先ほど申し上げましたように、二〇〇二年の四月に開催されたG8治安会合において、アフガニスタン政府による治安五分野の改革努力をG8各国が支援することと決定されました。その中でドイツが警察改革を主導して支援してきており、本年六月、その任務をEUに引き継いだわけでありませう。

我が国は、治安分野改革の中で警察改革と密接に関係する元兵士の武装解除、動員解除、社会復帰、いわゆるDDRであります。及び非合法武装集団の解体、いわゆるDIIAGを主導してきていますわけでありませう。本年六月には、DIIAGと警察改革との連携を念頭に置いたアフガニスタンの安定に向けたDIIAG会議、警察改革との連携を東京で開催いたしました。このほか、ODAを活用した警察資材の供与やJICAを通じた研修実施等の支援も行つているところでございます。

我が国は、今後とも、EUを始め国際社会と緊密に協議しつつ、警察改革分野との連携を強化し、引き続き治安分野改革に積極的に関与していく所存でございます。

○藤末健三君 是非、治安の改革、改善、取り組みでいただきましたと思ひます。ここでも私は日本の貢献は非常に大きくできるのではないかなと思つております。

私は、いろいろな方にお話を聞きながら非常に印象に残つていますのは、現在アフガニスタンの警察は軍閥の民兵、私兵みたいなものが担当している、その警察がマフィア化しているという話をお聞きしました。彼らがいろんな、タリバンなどの名前をかたり、麻薬を栽培したり、警察がですよ、また犯罪を犯しているという話をお聞きしまして、この警察機構の立て直しというのがアフガニスタンの方々の生活に非常に大きく役立つ

のではないかなと思ひます。

このアフガニスタンの警察が非常に何か良くないということにつきましては、例えばOEFの不朽の自由作戦のアイケンベリー准将も、十人の腐敗警官は一人のタリバンよりも始末が悪いとかいう話をされていたり、またNATOのクラーク司令官は、軍では警察業務は行えないんだと、やはり警察をきちんと立て直すことが重要であるということをおつしやつておりますので、この点でも私は、DIIAG、デイスバンドメント・オブ・イリガル・アームド・グループズの、このDIIAGの活動することにより他国の評価を得るんではないかなというのを思ひます。

是非とも大臣にお願いしたいのは、このDIIAGの活動というのは、治安改善に向けたSSRの僕はコアだと思ひますよ、真ん中にあると。

例えば、アメリカが国軍を再編するということには、やはり我々がまず非合法の武装集団を解除し、そしてその上で国軍に入つていただくということも必要でございますし、また警察についても、先ほど申し上げましたように、今民兵が警察活動を行い、そしてギャング化しているという状況、それをやはりもう一度解体し警察機構を立て直すということ、これは今EUがやつて活動。

そしてまた、麻薬対策ということでございませうが、そのようにギャング化した私兵が今麻薬の栽培などに手を染めているという状況でございますので、イギリスがやつている麻薬対策についてもこのDIIAGは貢献できる。

そしてまた、イタリアが行う司法の改革もございませう。ここにつきましても、この点につきましても、我が国は、司法改革はカンボジアやたしか東ティモールでもなされたと思ひますけれども、司法の改革、やつた実績、手伝つた、支援した実績がございませうので、このSSR全体をとらえた上でDIIAGの活動というのを強化していただきたいと思いますと思ひますが、大臣、いかがでございますか。

○**国務大臣(高村正彦君)** 正に治安の五分野分けたというのは、これはそれぞれ縦割りややっているだけではないわけでありまして、お互い連携を取ってやらなければいけない。

そういう中で、委員がおっしゃるように、DDRがそうであったように、DIAAGもすべてに、すべての改革に関連するわけでありまして、連携を取ってやっていきたい、こういうふうに思います。

○**藤末健三君** 是非DIAAGも、このDDRの体験が、成功体験がございまして、やはり体制を強化し、かつ、やっぱり予算的にもまだ少のうございまして、予算も強化した上で、そしてやっぱり重要なことは何かと申しますと、DIAAGだけに閉じずに、やっぱりSSR全体を見た上で、アメリカとの協力、EUとの協力、イギリスとの協力、そしてイタリアの協力というものを、リーダーシップを是非発揮していただきたいと思えます。それをやはりやるのが、私は正直、これはもう個人的な考えですけど、給油活動よりもそちらの方が私は必ず国際的な評価を得られると思えます、これははじめに考えて、これは間違いないと思えます。

是非とも、このDIAAGをもっと活性化していただき、ほかの国の動き、SSR全体を我が国がリーダーシップを発揮できるようにしていただくことが我が国の国際的な評価を高めることに必ずつながると思えますので、是非この点をお願いさせていただきます。

そのDIAAGにちよつと関して申し上げますと、先ほど大臣から、今年の六月にDIAAG会合、アフガニスタンの平和定着に関する東京会議というものをDIAAGに関して開催されたということでございますが、この会議のやっばり状況を見ますと、二〇〇三年二月に行われましたDDRの会合、アフガニスタンの平和定着に関する東京会議のDDRに関する会合と比較しますと、やはり、何と云うんですか、集中、力の入れ具合が違ふんじやないかなというふうに思うわけござい

ますが、二〇〇三年二月のDDRに関するアフガニスタン平和定着に関する国際会議に参加された国とか、どういう方が参加されたかということ、そしてまた、今年の六月に行われましたDIAAGの会合に参加された国の数、そして要人の数などをちよつと教えていただければと思います。お願いします。

○**副大臣(木村仁君)** まず、二〇〇三年二月二十二日に開催されました「平和の定着」東京会議がこのDDRの会議だと思えますが、三十四か国及び十二の国際機関の代表が参加をいたしました。高級事務レベルの会合であったにもかかわらず、閣僚クラスの参加者が大変いらつしやまして、カルザイ・アフガニスタン当時の移行政権大統領、それからブラヒミ・アフガニスタン問題国連事務総長特別代表、それから日本からは川口大臣等が参加をいたしております。

それから、DIAAGの会議も……

○**藤末健三君** あつたら、はい、お願いします。

○**副大臣(木村仁君)** 二〇〇七年六月に行われましたDIAAG会合への参加数でございますが、十九の国及び国際機関から閣僚、高級事務レベルの要員が合計六十四名出席いたしました。閣僚級の出席者としては、我が国から当時の麻生外務大臣、浅野外務副大臣が出席しました。また、ハリリ・アフガニスタン副大統領、ジャ・アフガニスタン農村開発復興大臣、ケーニツヒス国連事務総長特別代表らが出席をいたしました。

会議では、出席者からアフガニスタンの安定と復興に対する強いコミットメントを再確認することができましたし、またDIAAGと警察改革及びその他の治安分野、SSRとの連携、DIAAGにおける社会復帰とコミュニティの役割について有意義な議論が行われたと聞いております。これら議論の成果は会議の最後に共同議長サマリイとしてまとめられ、発表されております。

以上でございます。

○**藤末健三君** ありがとうございます。

私、割と早くからDIAAGとかSSRが重要

じやないかということを実は申し上げておりまして、この六月に行われました会議は非常に注視しております、正直申し上げて。

ただ、非常に残念という印象が強かったのは、やはり二〇〇三年二月にDDR、正規軍の武装解除を行うことを決めるときにはカルザイ大統領が来られる、そしてラクダール・ブラヒミ・アフガニスタン問題国連事務総長特別代表も来られると。三十四か国、そして十二の国際機関の閣僚級の方々が大勢参加されたという中、一方、今年の六月の会合では十九の国・機関、十九の国と国際機関ということでございまして、参加機関、国や国際機関の数が半分になっているということ。

そしてまた、大統領ではなくハリリ副大統領がおい越しになられた。まあ大統領が来られた方がいいというところではないとは思ふんですが、やはりレベルが落ちていっているんじゃないかなということとを正直感じさせていただきました。やはりこの会合をもっときちんと我が国がやれたらDIAAGも加速が付いたんじゃないかなと私は正直思っております。

○**国務大臣(高村正彦君)** 二〇〇三年の会合は正にアフガニスタン復興東京会議でありまして、DDRだけを課題にした会議じゃなくて、幅広い会議だったわけでありまして。今度の二〇〇七年六月はDIAAGに絞った会合でありますから、そこはちよつと会合の性格が違うんだということも考えをいただきたい。もちろん、DIAAGに絞った会合でももう少したくさん出ていただければもつとよかつたという委員の指摘はそのとおりでございます。

○**藤末健三君** 大臣、僕は、ちよつと済みません、浅い勉強かもしれませんけど、二〇〇三年二月のその会合はメインがDDRであつて、アフガニスタン新生計画は、たしか僕はメインから少し外れていたと思うんですよ、事実として。それは是非確認したかったと思います。それだけです、私が申し上げたいのは。

○**国務大臣(高村正彦君)** DDRがその主要課題

の一つであつたということは、それはそのとおりでございます。

○**藤末健三君** 私は、この六月に行われたこのDIAAGの会合においても、二〇〇三年レベルの議論は私はできたんじゃないかと思えます。これだけ日本が今、国際貢献をしなきゃいけないというふうに言われている中で、私はこのDIAAGの会議は、正直申し上げて、もつと力を入れ、そして国際的なプレゼンテーションをやられたチャンスじゃなかつたかなと思っております。

ただ、それは過去のことでございまして、もう言つてもしょうがないところはございまして、一つございまして、二〇〇八年、来年の一月から二月に、国際社会でのアフガン支援の枠組みでありますアフガン・コンバクトのフォローアップを行うと、JCMB、共同調整モニタリングボードを我が国で行うということとを国会の方でも発言されておられますけれど、このJCMB、アフガニスタンの支援の枠組みの議論のフォローアップ、我が国はどのようにこのイニシアティブを取るかということについてお話しただけでないでしょうか。

○**国務大臣(高村正彦君)** JCMBはアフガニスタン共同調整モニタリングボードであります。二〇〇六年一月のロンドン会議において採択されたアフガニスタンの今後の国づくりに関するアフガニスタン・コンバクトの実施をモニターすることを目的として創設された、二十四か国・機関により構成される支援調整会合でございます。

アフガニスタン支援はG8でも重要な課題となつており、G8議長国として、来年、我が国は、国際社会におけるアフガニスタンの支援調整会合であるこの会合を日本で開催する予定になっているわけでありまして。この会合の議題等、詳細については現在国連や関係国との調整を行っているところでございますが、現下のアフガニスタンの政治、治安、復興等の状況に的確に対応したアフガン支援の在り方につき、関係国と大局的な見地から議論を行い意見の調整を図りたいと思つて

おります。

日本としては、治安とか麻薬とか、そういうのを主要課題として考えておりますが、今各国と調整中ということでございます。

○藤末健三君 この共同調整モニタリングボード、JCM Bは、非常に我々日本のこの国際貢献を世界に、国際的に示すいいチャンスだと思いますんで、是非日本のイニシアティブ、そして意思を示していただきたいと思っております。

また、私が伺いたいのは、来年は我が国はG8の議長国になるわけでございます。G8の議長国としてこのアフガニスタン復興に対するイニシアティブをどういうふうに取っていくかということについて、是非大臣のお言葉いただけないでしょうか。

○国務大臣(高村正彦君) 我が国は、おっしゃるように、明年一月からG8議長国となることも念頭に、アフガニスタンの復興に関し、各種国際会議、外相会談等において積極的な取組を行っているところでございます。最近においても、九月に国連で開催されたアフガニスタンに関するハイレベル会合に当時の町村外務大臣が参加したほか、私も先般訪日したアハディ・アフガニスタン財務大臣と会談し、アフガニスタン支援の在り方について緊密に協議を行う等、様々な機会に意見交換を行ってきております。

我が国は、来年のG8サミット議長国として、G8において重要な課題となっているアフガニスタン支援につき、来年の夏に予定されている北海道洞爺湖サミットで議論を行う予定のほか、国際社会におけるアフガニスタン支援の調整会合としての共同調整モニタリングボード会合を日本で開催する等、リーダーシップを発揮し、我が国独自の復興支援を進めるとともに、さらにはアフガニスタン復興に関する国際社会の協調を一層強化していくと考えてございます。

余り具体的ではありませんが、できるだけリーダーシップを発揮していきたいと思っております。

○藤末健三君 本当に一月、二月にこのJCM Bが東京で開かれるというすごいチャンスがござい

ますし、またG8の議長国にちょうど来年我々日本はなることができるということでございまして、この非常に重要なチャンスを是非とも高村大臣のイニシアティブを持って生かしていただきたいと思っております。そして、我が国のやはりアフガン問題に対する、あとテロに対する対応の国際的な評価を確立していただきたいと思っております。これは非常に重要なチャンスだと思っております。是非お願いしたいと思っております。僕は、六月のやつは、はつきり言ってます。僕は、六月のやつは、思っています。

ちょうど時間でもございますので、最後に私のちよつと考えを申し上げますと、やはり今のインド洋で多国籍軍に燃料や水を提供するということが議論されていきますけれども、私は、このアフガニスタンの方々の生活の安定こそがテロの撲滅に対する一番の根本的な道じゃないかと思っております。

これについてはやはりこの憲法の前文に書いてございまして、「われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。」と。そして、我々日本国民はこれを達成するということを憲法の前文に書いてございます。まさしく私は、このアフガニスタンの問題に対応するためにも、この憲法の前文に書いてある理念をやるべきではないかなと、それが私たち日本の強力なメッセージになるんじゃないかと思っております。

例えば、恐怖から免れるということにつきましては、先ほど議論ありましたD I A G、D D R、S S Rといった、武装をなくすこと、あと警察機構を立て直すといったこと、それにより治安を維持し、アフガニスタンの方々の恐怖をなくしていく。また、欠乏から免れるという言葉がございまして、七割の方が食事が十分ではない、また医療の問題、多くの方が病院に行けない状況にある、

そして仕事もないというような状況でございまして、そういうアフガニスタンの方々がこの欠乏から免れ、食事、医療、そして教育を受けられるようにするということが私は重要じゃないかと考えます。

今までの国会の議論でいいますと、例えば給油そして人道復興が車の両輪であるという議論がございまして、私は、やはりこの車の両輪というのは、憲法の前文にございまして、まず一つは恐怖から免れるという治安の回復ということ、そしてまたもう一つは、これも憲法前文にあるように、欠乏から免れる、医療や教育、そして食料などの支援というものを両輪とすべきじゃないかということを思います。

私が大臣、皆様にお願ひしたいのは、せっかく憲法前文に恐怖と欠乏から免れ全世界の国民が平和に生きられるということが書いてあるわけでございまして、この憲法の前文に書いてある理念を我々は実現するということを哲学として打ち出していただければ、我々日本の国際貢献は非常に国際的に理解しやすいものになるんじゃないかということを申し上げまして、質問を終わらせていただきます。

○白眞勲君 民主党・新緑風会・日本の白眞勲でございます。

まず、日中ハイレベル経済対話でまとめた報道文書を中国側が書き換えて公表した問題について、外務大臣にお伺いしたいと思っております。

町村官房長官も先日、昨日の記者会見でしようか、国際的慣行からするととても理解し難い、想定外のことで大変驚いていると、こう述べられたわけですが、外務大臣は何かちよつと、私もテレビでちらつと見たんですけれども、何か単純ミスじゃないかというふうなこともおっしゃっていたような気がしたんですけれども、今の大臣のお考え、この件、どうなっているんでしょうか。

○国務大臣(高村正彦君) お互いにこういう形で

プレス発表しましょうねという合意に達したものの一部が中国側の発表では落ちていたということ、やはり約束したことだから守ってくださいねということと中国側に申し入れていると、こういうこととございまして。

○白眞勲君 この原因といいますが、何か報道によりまして、中国側の当該部署の要請により削除したということなんですかけれども、事実関係はどうなっているんでしょうか。

○政府参考人(小原雅博君) お答え申し上げます。

中国の商務部によりまして、正に日中ハイレベル経済対話が開催されました一日でございまして、事務レベルで合意した後、関係部局への周知を行ったが、その際に、当該部分の削除が関係部局から要請され、三日、それが発表されたというふう聞いております。

○白眞勲君 そうすると、これ、直してくれませんか。外務大臣、お答えください。外務大臣、お答えください。

○政府参考人(小原雅博君) 六日、外務省の方から在京の中国大使館に対し、また、七日には、在中国大使館から中国の商務部に対し、内容面の違いを指摘するとともに、一日に合意した内容に訂正するよう申し入れているところでございます。

○白眞勲君 ですから、それ、直してもらえないかどうかということだと思っておりますけれども、高村外務大臣、この辺についてどういうふうな御認識をお持ちでいらつしやいますでしょうか。

○国務大臣(高村正彦君) 直すか直さないかは中国側でありますから分りませんが、私たちがすれば、我が方とすれば、合意をしているわけでありまして、そのとおり発表していただいた方が日中関係の上でいいですよということを申し上げているわけでありまして。

その内容自体が、中国が日本にこういうことを約束すると、こういう話じゃないんですよ。そうじゃないんだけれども、こういう発表をしましうというところをお互いに合意したわけだから、さ

らつと素直にそのまま発表していただいた方が日中関係の上にはいいですよということで申し入れていくことでございます。

○白眞勲君 正に私もそういうふうに出ておりまして、合意したとかいうよりも、日本側からの申入れを入れるか入れないかという部分だとは思いますが、ただ、福田総理の今度訪中もあるということの中で、この件に關しまして、どうなんですか、何か、その前にはもう解決しておかないといけないというふうに私は思うんですけれども、高村外務大臣、いかがお考えでしょうか。

○國務大臣(高村正彦君) 解決するかしないかは中国側次第でございますけれども、解決した方がベターであると思つてから私たちは申し入れていくと、こういうことでございます。

○白眞勲君 では、テロ新法についてお聞きしたいと思つてございますが、まず、テロとの戦いという言葉の定義といふことが、まず、その際に当然、英文の和訳といふことが、英訳といふことが、これは英語ではウォー・オン・テラーといふことでよろしいのでしょうか。この辺、政府参事人で結構でございますが、お願いします。

○政府参事人(梅本和義君) お答え申し上げます。特にこれという定義があるわけではございませんが、そのウォー・オン・テラーという概念を使用することもございますし、ファイト・アゲインスト・テロリズムという言葉が使用されることもあるということでございます。

○白眞勲君 逆に言うと、テロとの戦いを英語に訳するとウォー・オン・テラーということなんではないでしょうか。

○政府参事人(梅本和義君) これは特に法令用語ということを使つておりませんので、私もどちらからかというファイト・アゲインスト・テロリズムということを使うことが多いと。特に私どもが使う場合にはそういう言葉を使つております。

○白眞勲君 外務大臣も防衛大臣も、所信表明やあるいは様々な記者会見等においてはテロとの戦

いという言葉をよくおつしやつておりますけれども、イギリスではウォー・オン・テラーという言葉はもう使わないようにしようじゃないかという報道も出てきていると。例えば、デイリー・エクスプレス紙の七月三日付けでは、ブラウン首相が、いわゆるこのウォー・オン・テラーという言葉を使ふ下には言わないように指示したという報道もあると。また、昨年ですか、十二月十日付けのオブザーバー紙には、イギリスの外務省は既に閣僚や外交官にこのウォー・オン・テラーという言葉を使わないように要請したというふうにうけれども、日本政府として、外務大臣、どういふうにお考えでしょうか。

○國務大臣(高村正彦君) 日本政府としてテロとの戦いを使わないようにしようとしたことはございせん。私も使つております。イギリスがどういふことで使わないようにしたのか、私たちも勉強させていただきたいと思つております。

○白眞勲君 私も何でそういうふうになつたんだろうなということ、これも報道の引用なんですから、テロは軍事力だけではなく政治力によつても対峙すべきだといふ言ひ方を多用してきているわけなんです、ブレア首相も。そしてまた、ペン国際開発大臣は、対テロ戦争という言葉自体が暴力で自分の狭い考えを押し付けようとする連中をあたかも大物であるかのように感じさせ勢い付けるだけだと述べているということから、そういう言葉を少し抑えようじゃないかということから、らしいんですけれども、もちろんテロ、言葉がどうであれテロが許されるべきものではないけれども、ただ、イギリスでさえ単に強硬手段だけではどうにもならない、もつと言え、果たしてこれは戦いなのかという部分というのが根本的な部分としてはあると思うんですけれども、外務大臣の認識はいかがでございますでしょうか。

○國務大臣(高村正彦君) 日本語で戦いと言つた場合に、かなり広い意味でいわゆる戦争、私たちも選挙戦を勝ち抜いて国会議員であるわけでありまして、英語のウォーがどのくらいの広さか私はよく知りませんが、少なくとも日本の戦いといふのはかなり広く使われている言葉で、私はそれほど神経質に感じない、こういうことでございせん。

○白眞勲君 正に今外務大臣おつしやいましたように、私も英語の能力は大してあるわけじゃございせんけれども、私の頭の中にあるささやかな辞書でもバトルがあつたりウォーがあつたりファイトがあつたりという感じがあるわけなんです。そういう中で、確かに戦うといふのは一体どういう意味なんだという部分はあるかと思うんですけれども。

○國務大臣(高村正彦君) いや、別に言いたそう顔してはいるわけではございませんが、難しいのは、テロの場合にはいわゆる伝統的な戦争と違つて総力戦ではないということなんです。陸海空軍を挙げて、総力を挙げて戦うというのは普通の戦争ですが、テロはそうじゃないだろうと。つまり、弱い攻撃を弱者に対してはわじわと重ねることがよくて恐怖が連鎖し体制が揺らぐということがテロの本質であるとする、私はそう思つてはいるのですが、戦争と相当に違つて、戦争よりも更に難しいということなんだと思つています。

○國務大臣(高村正彦君) 普通、手紙書くときに、おい、独裁者とか書かないんじゃないでしょうか。ディア・ミスター・チェアマンとごく普通の様式が日本語に訳すと親愛なる軍事委員長閣下と、こうなるんです。そんなに、私は分かりませんが、余りそこを、日本語に訳して親愛なる軍事委員長閣下と訳されているからどうだこうだ

戦争よりも極めて難しいものだといふ認識は持つております。

○白眞勲君 テロといえば、私たち日本人にとつてみても、拉致問題といふものを抜きには考えられないと思うんですけれども、ここで北朝鮮の核問題を含めた動向についてちよつとお聞きしたいと思うんですが、外務大臣にちよつとお聞きいたします。

北朝鮮の核の無能力化は、当初年内とも言われていたんですが、どうも無理っぽい感じがするわけなんです、この辺について、大臣、どういふうに今御認識されておりますでしょうか。

○國務大臣(高村正彦君) 無能力化の問題はそれなりに順調に進んでいるといふふうに認識をしております。ですから、年内に実現すべく、そういう方向で一先懸命努力しているところだと思つております。安全性の面なんかも考へて、一〇〇%取まるかどうかは別として、年内に何とか収めようと思つてはいるといふことは間違いない状況ではないかと認識をしております。

○白眞勲君 金正日氏に対してアメリカが親書を携へたといふことなんですけれども、ブッシュ大統領は以前北朝鮮を悪の枢軸と呼んでみたり、金正日氏のことば独裁者とか暴君と呼んだりして呼び付けにしていた、さんざんののしつていたわけなんですけれども、今回は親愛なる委員長閣下といふふうに書いたと言われるわけで、將軍様とは言わないまでも、大分その雰囲気が変わつてきたなという感じなんですけれども、これはどの程度変化した理由といふのは一体何だと外務大臣は御認識されておりますでしょうか。

○國務大臣(高村正彦君) 普通、手紙書くときに、おい、独裁者とか書かないんじゃないでしょうか。ディア・ミスター・チェアマンとごく普通の様式が日本語に訳すと親愛なる軍事委員長閣下と、こうなるんです。そんなに、私は分かりませんが、余りそこを、日本語に訳して親愛なる軍事委員長閣下と訳されているからどうだこうだ

○國務大臣(高村正彦君) 普通、手紙書くときに、おい、独裁者とか書かないんじゃないでしょうか。ディア・ミスター・チェアマンとごく普通の様式が日本語に訳すと親愛なる軍事委員長閣下と、こうなるんです。そんなに、私は分かりませんが、余りそこを、日本語に訳して親愛なる軍事委員長閣下と訳されているからどうだこうだ

という感じに私は余り取つてないんですけれども。

○白眞勲君 もちろん、あて名がどうであれ、一番重要なことは親書を出したという事実だと私は思っているわけなんですけれども、やつぱりそこそトップ同士の話だということをブッシュ大統領が自ら示した部分というのはあると思うんですけれども、その辺についてはいかがでしょうか。

○国務大臣(高村正彦君) ですから、六か国協議の合意をちゃんとやつてくださいますよということを念を押すために出した文書だと私は考えております、詳細についてはコメントを控えますが。

○白眞勲君 念を押すということというのは非常に重要な部分だと私は思うんですけれども、念を押すんだとしたら、やつぱり我々としても拉致問題もちやんとやつてくれよなというふうに念を押す必要もあると思ひまして、そういった観点からすると、福田総理がこの金正日氏に対する親書を出す気というのはあるんでしょうか。官房長官、もしよろしければお答えください。

○国務大臣(町村信孝君) まあ外交ですから、それはいろいろな手段、いろいろな方法、いろいろなやり方があるかと思ひます。ですから、今あるかないかと可能性を聞かれれば、それはあるとしか言いようがありません。だけど、それには一定の環境が整い、条件があるというのは言うまでもないことかと思ひます。

○白眞勲君 やはりブッシュ大統領は、今までは、もちろん手紙にはそういうこと書かないにしましてもそういうふうな形で親書を出したということというのは、やはり相手の顔を立たせ、そして六者協議をどんどん進めてほしいという意欲の表れだとしても、逆に金正日氏にとつてみたら、今まで親書なんて受け取ったことがない人がいきなり親愛なるということを書いてきたということになると、逆に金正日氏が誤解をして、アメリカが大分前と違つて軟化してきたんではないかというふうな誤解を与える可能性というのはあるんでしょうか。その辺は、外務大臣、どういふふう

に御認識されていきますでしょうか。

○国務大臣(高村正彦君) 金正日氏がどう受け取るかというのは私には分かりませんが、ブッシュ大統領はそれがいい方向に効果があると判断して出されたものだと思つております。

○白眞勲君 一つ気になるのが、これ報道にもよるんですけれども、核弾頭の数とかブルトニウムの生産量、そして核拡散については言及しているんですが、ウランも含まれているかどうか、これ外務大臣もよくウランは含まれているんだというふうな御発言もされているんですが、今回どうも含まれていないようなんですけれども、この件に関しましてはいかがでございますでしょうか。

○国務大臣(高村正彦君) 親書の中に何が含まれているかということについては私が言及すべき話ではないと、こう思つていますが、核兵器計画、ブルトニウム計画、それからウラン濃縮計画、すべてが含まれているということは、日本、アメリカ、一致した意見でございます。

○白眞勲君 ブッシュ政権、北朝鮮に対して対話路線は維持しているものの、一方ではなかなか予定どおりに進まないといひますか、そういった立ちどころというものも私自身はあるんではないかというふうな感じに思ひます。無能力化の内容に來て米国が親書を送る一方で、無能力化の内容に関しましては、報道にもいろいろあるんですけれども、若干ハードルを上げてきたんじゃないのかなという感じが私としてはするんですが、これは、もしかしたら米國議會が強硬になつてきたんではないか、あるいは、報道によると、また拉致問題の影響もあるんじゃないかというふうにも言われていふんですけれども、その辺については、外務大臣、いかがお考えでしょうか。

○国務大臣(高村正彦君) 無能力化にハードルを上げてきたとは承知をしておりません。むしろ、完全かつ正確な申告の方でいろいろあるのかなと、こういう感じは持つておりますし、日本はアメリカとも拉致問題についていろいろ協議をしておりますし、そういう過程の中から、アメリカは

一定の配慮をします、こういうことを言つておりますから、一定の配慮を当然しておられるだろうと、こういうふうに思ひます。

○白眞勲君 テロ支援國家指定解除というのはどうなりそうでしょうか。その辺についての外務大臣の考えはいかがでしょうか。

○国務大臣(高村正彦君) 私、予想屋ではありませんから、どうなりそうですかと言われても難しいんですけれども、この問題については、何度も言つていきますように、拉致問題を進展させるべくテロ支援國家指定の問題を生かさせてもらおうと私たちは思つておりますので、そういう観点からアメリカと緊密に協議を今までもしてきまして、これからもしていく所存でございます。

○白眞勲君 防衛大臣にちよつとお聞きしたいと思ひますけれども、防衛装備品の調達に関する海外駐在の担当官の増員を検討するということだそうなんですけれども、防衛省の資料によりますと、今までも契約当事者である商社と一緒にやつていたなんて書かれてはいるわけですが、これだと、何人増員したつて商社と一緒にやつては意味がないんじゃないかなというふうに思ひますけれども、今回も山田洋行と一緒にやつたという報道もありますけれども、今後このようないことはもちろんないということでもよろしうございませうね。

○国務大臣(石破茂君) 大事なことは、その担当官が本場にメーカーと會つて、何の仕事をしてきたのかということが重要なのだと私は思つています。

別に山田洋行に限らずですが、商社が同行することを絶対に排除しなければならぬということにはならないだろう。つまり、契約の相手方は防衛庁と例えば山田洋行ということになつてはいるわけですが、メーカーが直接の相手方ではないわけですね。間に、間というのか、山田洋行と防衛省、これが契約の当事者になるわけです。そうしますと、メーカーに行つて、本場にいろいろな性能諸元あるいはいろいろな必要な情報というものをきちんと確認する仕事をするということが極めて肝要なの

だというふうに私は考えております。

今回、まだ事実関係はきちんと確定をしたわけではありませんが、要するに、商社任せ、丸投げみたいな形をどうやつて断固として排するかということが重要なのだが、それは人数とともに能力を相当に上げていかないとこれはもうだまされることになりかねないということだと私は思つています。

○白眞勲君 この件についてもうちよつとやりたいたいと思ひますが、私の午前中の質疑はこの答弁をもつて終了させていただいて結構であります。

○委員長(北澤俊美君) 午前の質疑はこの程度にとどめ、午後一時まで休憩いたします。

午前十一時五十九分休憩

午後一時開会

○委員長(北澤俊美君) ただいまから外交防衛委員會を再開いたします。

委員の異動について御報告をいたします。本日、藤末健三君が委員を辞任され、その補欠として牧山ひろえ君が選任されました。

○委員長(北澤俊美君) 休憩前に引き続き、テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法案を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言を願ひます。

○白眞勲君 午前中に引き続きまして、民主党・新緑風会・日本の白眞勲でございます。

午前中の最後の防衛大臣の御答弁で、海外駐在の担当官と商社が一緒に行くことは今後排除しないという趣旨の御答弁があつたと記憶しておりますけれども、元々私はやつぱり商社と行くのはいかながなのもかというふうな思つています。なぜならば、やつぱりこれは抜き打ち検査的な意味合いがあるだろうと。あるいはランダムサンプリングだとか、そういったことによつて水増し請求自体を、全部を検査するというのは大変にして

も、やはり何社かに一社ずつぐらい検査をする、それはやっぱり商社を抜いた形でやっていくべきであるというふうに私は思っておりますけれども、防衛大臣の御見解をもう一度お聞きしたいと思います。

○国務大臣(石破茂君) 目的がそういうことであれば、商社を同行することはするべきではありません。そのとおりです。

○白眞勲君 ところで、一人で打てるんでしょかね、担当者が。

○副大臣(江渡聡徳君) その調査委員の能力というものにも私はかわつていないのではないかなと思っております。

ただ、当時のこの行かれた石坂氏ですけれども、通常の、普通の会話程度はできたというふうには聞いておりますけれども、この交渉事ができるほどの英語能力があつたかという、それは私はなかったのではないかなというふうに考えております。

○白眞勲君 やはりそこがポイントだと思ふんですね。やはり商社を同行させるというのは、そういったいろいろな微妙な相手とのやり取りというのの中にやはり商社を、別に何か悪意があつて商社を連れていくということではないにしても、やはり風通しを良くさせるためには、商社を連れていくことによって先方の真意を聞くじゃないかという気持ちがあつたのではないかなと思ふんで、やはりその語学の能力、特にですね、それとやっぱり装備品の能力という知識、そういったものも含めて、今後どうやって育成をさせていくかというの大きなポイントだと思ふんですけれども、防衛大臣の御見解をお伺いいたします。

○国務大臣(石破茂君) 白委員のおっしゃるところであります。

ですから、調達庁のものをつくるかどうかは別にして、例えばイギリスなんぞというのは何千人という単位で持っている、私どもは全部合わせても六百人ぐらいいかないと。じゃ、その数だけそろえりゃいいかというと、語学、兵器の性能

に対する知識、契約に対する知識、向こうもそれは弁護士出してくることあるでしょうから、よっぽど法律を知悉していないとこれは難しいということありますね。そうすると、どれぐらいの人員で、その人員のソースはどこから持ってきて、その人間のスキルをどのようにして保つか、上げることかということまで含めて議論をしなければいけないと私は思います。

○白眞勲君 そうしますと、大きな組織の改編、これに関するですね、ということも今後検討していくということでもよろしゅうございますか。

○国務大臣(石破茂君) 私の頭の中にはそれがございます。ただ、これだけ厳しく定員が制約されている中であつて、じゃこの分純増させてくださるというような話を通るとは私は思えないところでございます。

そうすると、どのようにして組織を改編し、それにふさわしい人員をどこから持ってくるか。そして、私は思っているのですが、やはり自衛隊の根幹というのは現場の部隊でございます。調達是非常に良くなったが現場の部隊の人がまた減りましたというふうなことになるまいかと、それもまた問題なのだろうと。ですから、ここはもう委員会における議論も踏まえて、どこからどのように人を持つてくるべきか、そして、そこに入れる人たちはじゃ自衛隊員だけでいいのか、外部からそういう知識を持った人を持つてくるのか、そういうことも含めて議論をすることが必要だと思います。

○白眞勲君 正に私も防衛大臣のおっしゃっているとおりでございます。やはりこは、いわゆる実力部隊といえますか、若くないといけないとかそういう話じゃありませんから、例えばOBの方を利用したりとか、あるいはもう本当に語学の堪能な方、あるいは法律、アメリカの法律にもよく知っている方をスカウトとか契約して何か使つか、そういったいろいろなやり方があるんじゃないかなというふうに思っておりますので、是非いろいろ考えていただきたいというふうに思

います。

次に参ります。

防衛省の一般の方向けに作成したテロ特措法に関するパンフレットについて、これ、この前の外交防衛委員会でも私申し上げました、この「国際テロの根絶と世界平和のために」というこのパンフレットでございますが、このパンフレットや、あるいはDVDも作成したんですけれども、政府参考人にお聞きしますけれども、艦番号以外に消した部分があるのかどうか、御答弁願います。

○政府参考人(中江公人君) お答えいたします。

御指摘のパンフレットの写真につきましましては、艦番号のみを消去しております。

○白眞勲君 何か国旗のようなものも見えないんですけれども、じゃ、消しているわけではないということですね。

○政府参考人(中江公人君) はい、艦番号のみを消去しているというところでございます。

○白眞勲君 この消した費用は幾らですか。

○政府参考人(中江公人君) 防衛省内でそういう作業を行っておりますので、特段の経費は要してないというところでございます。

○白眞勲君 じゃ、これ、防衛省の中でやったんですか。

○政府参考人(中江公人君) パンフレットの原稿になつてデジタル写真につきまして、パソコンによつて消去をしている、その艦番号についてパソコンで消去をしているというところでござい

ます。

○白眞勲君 続きまして、前回、当外交防衛委員会が防衛省が出された資料について何点かお聞きしたいと思ひます。お手元に資料がそれぞれあるかと存じますが、これ、前回の資料でござい

ます。

○政府参考人(小川秀樹君) 会社の請求の立て方によつて、諸経費と納品、ページ代が別途立てられていて、含んで諸経費になつていて、場合

がございますけれども、言葉の使い方としては、我々ページ代を含めて諸経費と基本的には呼んでおりますので、いずれにせよ、お出しした資料の中で一・七万円諸経費となつておりますけれども、その中にページ代が含まれておること

でございます。

○白眞勲君 それは防衛省としての諸経費の考え方であつて、メーカー側からの見積りは、見積りにはページ代が別途請求されているということになりますと、それはちよつと違うんじゃないかと思ふんですけれども、いかがでしょうか。

○政府参考人(小川秀樹君) お答え申し上げます。

恐縮でございます、このお作りしてお配りした資料では、全体の価格七・五万円の中で燃料本体価格が五・八万円、それ以外に諸経費というのが掛かつておりまして、諸経費の中身の大きな部分がページ代であるということを御説明したかったわけでございます。別途契約といいますか、請求の仕方は別といたしまして、いずれにせよ、そのページ代を含めた諸経費で必要な分を実費で契約の中で契約企業に対して支払っていると、そういう形でござい

ます。

○白眞勲君 一般的に言いますと、やはりメーカー側が出したものをそのままそこに反映させていくというのが当たり前だと思ふんですね。諸経費は諸経費、ページ代はページ代ですというところで、この一ページのテロ特向け現地調達、F76と書いた一・七万円が実は二つに分かれて

ます。それを一遍にまとめて諸経費なんです、ページ代もその中に含まれておりますというの、ちよつと余りにもおどろきな説明に過ぎるんではないかなというふうに思うんですが、防衛大臣、いかがでしょうか。

○国務大臣(石破茂君) 基本的に御指摘はそのとおりでございます。私も省内ではそういうような指摘はいたしております。

ただ、ページ代がそれがもう必ず確定してこれだけというふうに定性的にということの、言えるものではございません。したがって、御質問があった場合には、今参事官から答えをいたしましたように、大体そのうちの七割がページ代でございますというところで、この表で約七割というふうに書くべきかどうかというのは議論はしたのですけれども、そこは数字が動くことがございますので、ここにはそのように記載をしたものでございます。

きちんと、正確ではないかというところ、おしかりをいただければ、それはそのとおりでございます。

○白眞勲君 もう一点お聞きいたしますけれども、その一ページの右横の米軍(中東地域)の調達ですけれども、この五・二万円の中にはページ料というのは含まれているのかちよつとお聞きしたいんですね。一般の商船、いわゆる商業の船、商船の場合には、私もいろいろ調べてみたところ、燃料の中にはページ代が含まれている例がほとんどだというふうに聞いているんですけども、この辺についてはいかがでしょうか。

○政府参考人(小川秀樹君) これは米軍の調達でございますが、定かではございませんが、含まれておらないというふうに理解をしております。製油所から米軍のDESCの一時保管タンクへ供給をしております、その間にページで輸送するということは恐らくないんじゃないかというふうに思っております。

○白眞勲君 この恐らくというの、ちよつとよく分かりますので、この辺きちんとしていただき

たいと思うんですね。ページ料が含まれているか含まれていないか、これについてきちつと後ほど委員会に御報告したいと思っております。よろしくお願ひしますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(石破茂君) 今の御指摘、省内できちんと確認の上、御報告を申し上げます。

今委員がお配りをいただきました表の二枚目でございますが、今参事官から説明申し上げましたように、米軍が中東地域におきましてどのようにやっているかというところ、そこに示したとおりでございます。製油所から一時保管タンクに行くというの、そこは、その次に、これをページとしましてお配りしますが、軍事海上輸送司令部、ミリタリー・シーリフト・コマンドですが、が契約したタンカーから中東各地の米軍タンクに行く、これは燃料とは別に契約しているというふうに承知をしておりますので、この辺きちんと分かります限り数字につきましては、ここは米軍相手のことでございますので、きちんとお示しできるというふうな確約はできませんが、できる限りの努力はいたします。

○白眞勲君 今回、燃料補給の関係で商社二社から供給を受けているということで、その会社名依然として明らかにされていない状況だと思ふんですが、この取引に関連しまして山田洋行あるいはその関連会社が関与しているという事実はありますか。

○政府参考人(小川秀樹君) お答え申し上げます。テロ特の現地調達の調達相手先につきましては、累次御答弁申し上げておりますように、当該会社の正当な利益を害するおそれがあるということとでお答えしております。

ただ、本件現地調達につきましては、当然海外での燃料調達の経験、ノウハウといったものが豊富に必要ということは確かでございます。そういう意味で言いますと山田洋行がそういったビジネスについていろいろ蓄積があると、そういうようなことは承知をしております。

でございます。

○白眞勲君 私がお聞きしているのは、山田洋行が直接でなくても、その関連会社等が関与している事実があるのかどうかということをお聞きしているんですけれども、もう一度御答弁願ひします。

○政府参考人(小川秀樹君) お答え申し上げます。

同じように、私も承知しております。限りで、山田洋行の関連会社につきましてもそういった海外での燃料調達関係のビジネスにいろいろ蓄積があるというふうには承知をいたしております。

○白眞勲君 この商社二社という、まだいまだに公開されていないいろいろな影響があるから、逆に言えばテロ攻撃の対象になるからということで公開をしないんだという御答弁だったと思うんですが、これも、例えば開示するという条件で入札をすることだとして可能だったと思うんですが、なぜそれをしなかったんでしょうか。

○政府参考人(小川秀樹君) お答え申し上げます。

恐縮でございますが、開示する条件とおっしゃられる意味が必ずしも私つかみ切れないんですけれども、いづれにせよ、当初十三年の調達開始時に十八社、当時十八社の供給可能性のある会社の供給能力調査をいたしまして、その中で確実な供給能力があると認められた会社について当初は二社で指名競争入札を行ったと、そういう経緯がございます。入札ではございませんけれども、広い範囲の中からいろいろな要素でもって確実な供給能力を判断をしたということでございます。

○白眞勲君 十八社あるならば十八社を入札すること、それで開示するという条件で入札ということもやり方としてはあったと思うんですが、防衛大臣、その辺どうでしょうか。

○国務大臣(石破茂君) やり方として全くなかったかといえ、それは白紙的にはそういう議論はあり得るんだらうと思ひます。ただ、ただですよ、先生……(発言する者あり) いやいや、しや

れではなくて。ただ、当時の状況を思い返してみたと、実際に防衛庁、当時は防衛庁ですが、に対して攻撃とおぼしきものがあった、またその関係するところにもそういう兆候等々も見られた。そのときに、開示をしますよということと条件としてやることのメリットは何であつたかというのを考えたときに、そういう可能性は、そういう選択というものはなかなか難しかったのではないかと、私は思っております。

さればこそ、私も開示をしないということについて省においてこれを支持をいただいております。今、このこと、これ、これも仮定の話で、今、開示したからこうなつたんじゃない、というふうなことになる、一体どうするんだというところまで私どもとしては考えねばならないというふうに思っております。

○白眞勲君 そういう考え方も確かに大臣の考え方としてもあろうかと思ふんですが、ちよつと私はおかしいな、おかしいというのか、何というんでしょうね、えつと思ふ部分があるのは、インド洋で活動している我が国の輸送艦とか護衛艦はこのメーカで造つたか、当然分かつてるわけですね。だから、入れている船はどことど製というのは分かっている、で、入れる燃料は教えない、おかしいじゃないかと僕は思うんですけれども、その辺どうでしょうか。

○国務大臣(石破茂君) そういう御議論は白紙的には成り立つんだらうと思ひます。つまり、船は三菱で造つたりIHIで造つたりいろいろなところで造つてはいるわけで、それはもうテロなんだからどことどつてやられるでしようというところは、そのうちかもしれません。

ただ、こういうミッションに関連してそこに油を提供しているということに着目をされたとするならば、つまり、船が例えば三菱とかIHIとか日立造船とかそういうところで造られているの、もう天下周知の事実なわけですね。しかしながら、この場合に、油がどつて供給するのというの

は全然天下周知の事実ではないわけで、そうすると、ねらわれるいろんな蓋然性というものを考えたときに、やはり、そういう油を提供する、このテロ特のミツシオンに対して油を供給している、そういうのは許せないというようなことになるということも一つの懸念材料ではあったということでございます。

別に隠し立てするとか何とか、そういうものはございませんで、さればこそ、先般の委員会で大体その粗利はどれぐらいかということ、余りこういう場で議論することではないのかもしれないが、そういうところまで開示をさせていただいたものでございます。

○白眞勲君 航泊日誌の件についてちよつとお聞きしたいと思ひます。

補給艦「とわだ」の乗組員が保管期間内にもかかわらずこの航泊日誌を破棄した件につきまして、これまで防衛省は間違つて破棄したとの説明があつたんですけれども、そのコピーが海上幕僚監部に保管されていたということですよ。

このコピーは、だれが、どこで、何のためにコピーしたんでしょうか、お答えください。

○政府参考人(高見澤將林君) お答えいたします。

航泊日誌のコピーにつきましては、情報公開請求等がございましたときには保管期間が過ぎても保存している場合がございますので、そういった場合に、原本が残っている場合もあればコピーが残っている場合もあると、原本はないけれどもコピーが残っている場合があるということでございます。

○白眞勲君 いや、私が聞きたいのは、そのコピーはどこで取つたのかということですよ。

○政府参考人(高見澤將林君) お答えいたします。

情報公開請求の関係でございますので、海上幕僚監部の方になります。

○白眞勲君 そうすると、一回、船からその航泊日誌は出したわけですよ。出していながら、その

の出してコピーをした航泊日誌は一体どこへやっちゃつたんですか、これ。

○政府参考人(高見澤將林君) お答えいたします。

先生のおっしゃっているコピーが毎日新聞の報道によりますようなものかどうかちよつと確認をさせていただきたいんですけれども、私どもの方として、元々コピーしてなかったものは、それはございませんで。原本もコピーもないものはないというふうに申し上げております。

ただ、それについて、ほかのもので情報公開請求があつたものについて、原本はないわけですが、コピーがあつたと、その点について新聞報道で、ないはずのものがコピーが出てきたというふうに報道されたのではないかとというふうに理解をしておるところでございます。

○白眞勲君 間違ひなく艦内でシュレッダーにかけて航泊日誌は破棄したということなんですすよね。今のお話ですと、艦内で破棄しているはずの航泊日誌が、コピーが外にあつたということは、今、海上幕僚監部内でコピーをしたということは、航泊日誌は一回船の外に出したということじゃないですか。私はそれ聞いてるんですすよ。

外に出して、それで何でまた、船に戻したんですか、それ。規則上はそれ海上幕僚監部に置いていなきゃいけないですよ。どうなっているんですか、その辺。

○政府参考人(高見澤將林君) お答えいたします。

「とわだ」の航泊日誌のコピーが残っていたという報道は、誤破棄された期間のものが残つていなかったということではなくて、まず誤破棄された期間というのは平成十五年の七月から十二月の「とわだ」の航泊日誌でございますけれども、これについてはコピーが存在しないということを確認しているわけでございます。

ところが、報道でコピーされて残つていたというのは、インド洋派遣期間中の補給艦「とわだ」の航泊日誌のうち、破棄される前に情報公開請求

があつた平成十三年十一月から平成十四年四月までの分の写しでございますので、これは当然、情報公開請求があつたわけでございますので、取り寄せて対応するという事になっておりますので、その写しが残つておることになってございませんで。

○白眞勲君 たしか、私の記憶ですと、その航泊日誌も「とわだ」内でシュレッダーに掛けたいというふうに聞いておるんですけれども、そうすると、一回これ外に出したものがまた元に戻つたの、その辺だけちよつとはつきりしてくれませんか。

○政府参考人(高見澤將林君) まず、情報公開請求で残っているものは破棄期限の来る前の話でございますので、いわゆる誤破棄された時期より大分前の話でございますので、当然その時期に情報公開請求があり、「とわだ」の航泊日誌について船に問い合わせて、当然その時点でまだ破棄期限になつておりませんので、それを取り寄せて写しを持つておつた。情報公開請求が来ましたから、破棄期限が来ても情報公開に係つたものについては、それは取つておるわけでございます。

一方、誤破棄されたものは平成十五年七月から十二月に係る部分をつい最近処分をしたということでありまして、それは違う流れでございませんで。

○白眞勲君 非常に高見澤さんが早口でしゃべつていただけのおかげで、私は今、年号がさつぱり分からなくなつちやつたんです。一度ちよつと、これも一回きちつと報告をして、もちろん議事録精査しますけれども、どういう形になっているのかを報告いただきたいと思ひます。

○政府参考人(高見澤將林君) お答えいたします。

ちよつと早く答弁をしてしまいましたので、ゆつくり申し上げますけれども、要するに、先生がおっしゃっているコピーされ残つていたというのは、実はコピーも残つていないものを別のものと勘違いしているのではないかとというふうに思つ

ているものでございます。

○白眞勲君 海上自衛隊のヘリコプターの装備品のチャフ・フレア・ディスプレイペンスの納入における過大請求についてお聞きをいたします。

これは一億九千万ほど過大請求がされたということですが、このチャフ・フレア・ディスプレイペンスというのは二十四セット購入契約を結んでいて、新聞によりますと、これ十二月二日の毎日新聞一面に載つていたんですが、山田洋行に天降りした防衛庁のOBが守屋前事務次官に、上乗せは海自、海上自衛隊からの指示だと、山田洋行に一〇〇%の責任があるわけがないと訴えたという事なんですけれども、それに対して、守屋事務次官がこれを受けて、当時の管理局原価計算部の担当者で電話をして山田洋行の不利になることのないようにと指示をしたというんですが、この辺の事実関係はいかがなつていますか。

○副大臣(江渡聡徳君) その辺の、今、白委員の方から御質問あつた件ですけれども、この件、私も一応調べてはおりますけれども、山田洋行側の方に問い合せたところ、今捜査が入りまして、関係の資料が全部持つていかれてるから具体的なところが分からないという一応お答えをいただいているところでございまして、詳しいことはお答えできません。

○白眞勲君 いや、私が申し上げたいのは、山田洋行側に問い合せた前に原価計算部に指示をしたと、守屋前事務次官がですね、これはこちらで聞くことはできるんじゃないかなというふうに思ふんです。BAE社から二枚目の文書が来た、これが偽造だったという報道もあるわけなんですけれども、じゃ、まずそれについて、偽造かどうかだけ、イエスかノーかだけこれちよつと答えてくれませんか。

○副大臣(江渡聡徳君) BAE社から確実なる答えは来ておりませんが、ちよつと、本年の十一月の九日ですけれども、口頭ですけれども、当該の書簡の英語のトーンやあるいは表現のふり等について奇異を感じられる箇所があるというこ

とで、BAE社が作成したものでない可能性が高いという形を口頭でいただきまして、我が省としては、現在、正式にきちんと確認のための文書を送ってくれということでBAE社の方に再度求めていくというのが現状でございます。

○白眞勲君　そこでポイントになるのは、技術支援費を上乗せをしていたんだと、一枚目の、いわゆる最初の見積りはと。それを除いたら一億九千万減額になりましたということなんですけれども、私は不思議でしようがないのは、私も実はちよびり機械の輸出入にかかわったことが前に民間におつたときにあるんですけれども、普通は技術支援費というのは、これは一台ずつに技術支援費というのは上乗せするものじゃなくて、機械を丸ごと何台か買ったら、それに対して技術支援費であり、そして技術支援費というのは当然人間が来る場合もあるわけですから、そして、ホテル代からホテルのグレードどうしようとか、もうさんざんやり合うんですよ。それで、休みをどうするかとまでやり合つて、そういうことをいろいろやりながら金額を決めていくということが普通ですから、ここで原価計算部が、もし技術支援費がどうこうということがあつたらおかしいというのはその中で気付かなきゃおかしいんですよ。それ氣付いていないというのはどういふことなのかというふうには私は思うんですね。

それで、その報道を見ると、守屋前事務次官がほんと上からおつしたということとでそれで収めちゃつたのかなとも、これ勝手な想像ですけども、そうも思えなくはないんですけども、防衛大臣、その辺はいかがお考えでしょうか。

○国務大臣(石破茂君)　推論としてそういうこともあり得ると思つています。

ただ、現在捜査が行われている段階、まさしくこれは核心の一つというふうには承知をしておりますが、なかなか私どもとしてこうだあだということも申し上げにくい。私どもとしては、捜査にきちんと協力をする、全面的に協力するというところでございます。委員のような推論というのは当然

然推論として成り立つものだと思いますし、捜査にきちんと協力するという形で事実の解明に私どもも寄与したいと、このように考えておるところでございます。

○白眞勲君　推論からどんな話を先に進めてもどうかとは思つてすけれども、一つ、やはり防衛省・自衛隊という組織上、やはり上からの命令というのはある程度、ほとんどもう服従というのか、そういう部分というのはほかの省庁以上にあるのかもしれない。やはりそれは、何ですか、突撃とか言つたときに、部下に向かつて突撃と言つたときに、部下が上司に向かつてその心は何ですか、なんて聞く時間もないだろうし、それはもう何でもとかく行け、あるいは後退だ、退却だというのがある、そういう組織というのが、やはり構造的な問題として、上からぽんと言われてしまつた場合に、ああそうすねということになつてしまふ。それ自衛隊のOBとも絡んでくるというのは、この新聞記事というのが何か非常にそういうものを象徴しているような感じが私としてはニュアンスとして受けたわけなんですけれども、防衛大臣としてこの辺をどういふふうに今後在り方を変えていくかというのは課題かと思つてすけれども、その辺についての御認識を伺いたいと思ひます。

○国務大臣(石破茂君)　委員おっしゃるように、この技術支援費について一体何なんだと。それぞれ見てみるとまあもつともらしいことが書いてあるのだが、結局その分を除いて値段は決まりました、じゃその後この技術支援費はどうなつたかという、地方調達分としてはるかに安い値段になつてゐるわけですね。

そうすると、一体この価格が高いのは何なのだというところについてきちんとするような体制でなければならぬし、上が不当な命令をした場合には、それはそれに対して、きちんとそれに對してたす義務があるわけですね。それは委員おっしゃる通りに、背命行為、つまり進めと言われて嫌ですとかその心は何ですかというのとは質の違

う問題なのだというふうには思つております、その背命もすべて駄目かどうかという議論はまた別といたしましてね。ですから、そういうことに對してきちんと言わなければいけない、言わないで服従するということ自体がよろしくない、当たり前前のことですが、その意識の徹底というものをどうするか。

そして、その者が不利益な取扱いを受けないやうにということも当然仕組みとしてはあるわけですから、それが中でクロージングをしようとして、結局そういうふうになつたことをやつた者が不利益な取扱いを受けるようになってしまふわけ。だからそういうことがないやうなチェックの体制というものをどうするか。

それから、私はやっぱりこのようないろんな事案を受けてみて、余り好きではないのですが、性的にいろんなものを組み立てていかなければならないということに改めて思つておるところでございます。

○白眞勲君　その性悪的というのはどういう意味なのか、ちよつとその辺だけ御説明願ひたいと思ひます。

○国務大臣(石破茂君)　例えば商社にしてもそうですが、昨日も答弁させていただいたかと思ひますが、この請求書、本当ですかといつて聞かなきゃいけないというのは実にもつて変な話なんです。見積書も本物であるに決まっています。しかしながら、この見積書、本当ですかといふことを聞かなきゃいけない。それは、悪いことが行われるのだということを前提にしているんなことをしていかねばならないということでございます。

ですから、省内で本当のことを言つて、あなたのやつておかしな話ですが、黙れというふうな例のビデオみたいな話ですが、黙れというふうな言つて、そこそこ収まっちゃうということにならないやうにどうするかということですから、いろんなチェック体制、目安箱みたいな話も余り

私は好みではないのですが、そういうことも、ドイツに行けばそういうようなことも物すごくあるということも私も聞いたことがございます。それが仕組みなのだというのをドイツの人から聞いたことがありますが、そういうものも含めてやらざるを得ないという意味で申し上げました。

○白眞勲君　ありがとうございます。

○樺葉賀津也君　民主党の樺葉賀津也でございます。先日の外交防衛委員会、第一委員会室の質問に続きまして、若干疑問に思ふことがあつたので、時間は十五分でございますが、質問をさせていただきますかと思ひます。

私が疑問に思つた点は一点でございます。前回の質問でA社、B社、このA社、B社が競争入札をやつてゐるのか随意契約をやつてゐるのかという御質問をさせていただきました。江渡防衛副大臣よりこのやうな御答弁をいただきました。

お答えをいただきました。当初、スタートの段階においては約百八十六社だと記憶しておりますけれども、その段階において一般競争入札をさせていただいたわけでございますけれども、その後、一社のみで供給体制を整えるのはいかがかという内部の話し合いによりまして、二社に對して指名入札を行つた。その後、この二社に對して随意契約で行つてゐるという状況でございます。

答弁聞いていて余りよく分からなかつたんですが、次の質問に、私もテレビも入つていたので余りそこで突つ込んでもしようがないと思ひまして次の話に進んだんですが、改めて江渡副大臣に質問をさせていただきますかと思ひます。

どのような状況でいつ百八十六社に對して一般競争入札を防衛省として実施をしたのでしょうか。

○副大臣(江渡聡徳君)　樺葉委員の方にお答えさせていただきますかと思ひますけれども、私の方もこれ記憶間違ひでございます、間違つた答弁をさせていただきます。百八十六社といたし

かお答えしたかもしれないけれども、十八社でございませう。十八社に対して能力調査を行って、そして二社に絞り込んだ。そして、その後は先ほど委員がお答え、なつたとおりでございます。

○樺葉賀津也君 では、一般競争入札はやつたのですか。

○副大臣(江渡聡徳君) 一般競争入札はしております。

○樺葉賀津也君 この百八十六という極めて具体的な数字は一体どこから出たのでしょうか。

○副大臣(江渡聡徳君) 自身のこの記憶の段階で、当初十八社というのと、それから三回目辺りのやつが確か二十六社か三十六社だったと思つたんですけれども、その数字が一緒になつて百八十六と言つてしまひまして、申し訳ございません。

○樺葉賀津也君 また二十六とか三十とか新しい数字が出てまいりましたけれども、またその数字については後日、防衛省から説明をしていただきたいと思ひます。

それでは、その後、二社に対して指名入札を行つたとありますが、二社に対して指名入札は行われたのですか。

○副大臣(江渡聡徳君) はい、二社に対して指名競争入札をさせていただきました。

○樺葉賀津也君 私は極めて単純な質問、A社、B社に対して、百歩譲つて名前は結構です、しかし、この入札が競争入札なのか随意契約なのかお答えいただきたい。この前段でシビリアンコントロールについて議論をいたしておりました。業務や安全に支障のない限りできるだけ情報を開示して、きちつと文民統制を担保することが大切である。いろいろな事情があるかもしれないが情報公開をする。これは、当然、血税が掛かつている問題でありますから、それに対して競争入札か随意契約という質問に對しまして、テレビの入つて

いる場所で、百八十六社の一般競争入札をした。これは全く事実と異なつた答弁でございまして、あの後いろんな方から苦情の電話をいただきました。私、防衛省に成り代わりまして頭を下げ

ながら説明をいたしましたけれども、そのような答弁は、やはりテレビが入つていて、国民が聞いている前であのような答弁、私はあんまりではないかなと。

江渡先生は大変見識のある副大臣でいらつしやいますから、恣意的にそのような答弁をしたとは思ひませぬけれども、うがつた見方をすると、後から答弁直していただきたいというのを言われ

ても、はい、分かりましたというわけにはこれなかなかないわけでございます。今も二社に對して指名入札を行いましたと言ひますけれども、私の聞いた実情は、最初、防衛省の方で、契約本部でこの入札ができるであろうと思われる石油会社や商社、これ十八社ピックアップして

んです。それから十八社に、どうですか、これに参加をしませんかと言つたところ、十八社のうち十一社から、我々にはできませんという答えが返つてまいりました。そして、二社から見積りや返事が、つまりは資料が返つてまいりませんでした。十八社のうち合計十三社はできない若しくはレスポンスがなかったものから、残りは五社でございます。この五社に対して七点のポイントに絞りました。実際にこの軽油、油の供給が可能なかどうか防衛省でチェックをしたところ、実は一社しか残らなかった。一社しか残らない。これ、一社ではいかかという話になつて、返事の来なかつた二社を加えたもう一度七社に、この契約に参加しませんかという投げ掛けを防衛省からしているんです。

そして、この三度目のときに一社、もう一社、条件を考えて私たちにでもできるかもしれないというところで二社になつてこの二社がやつているというふうな昨日私は担当室長から説明を受けたんですが、間違ひないですね。

○副大臣(江渡聡徳君) 委員の御指摘のとおりだと思います。

○樺葉賀津也君 そして、このどこが指名入札になるのでしょうか。

○副大臣(江渡聡徳君) ですから、その二社の間で指名競争入札をかけたわけでございます。

○樺葉賀津也君 一社ではないかという話になつて、もう一度防衛省の方からお願いをして一社入つてもらつたわけですね。ところが、確かにそういうことも、定義論はするつもりはないですが、けれども、あるかもしれないが、極めて私は誤解を与えるような答弁ではなかつたかなというふう

に思ひます。前段で百八十六社という数字も出、また競争入札をやつたという誤つた答弁をし、国民の中には、ああフェアにやつているのだなという明らかに誤解を私は受けたかと思ひます。毎回の質問をして、私は参議院の方で議事録、毎回外交防衛関係は読んでおりますが、小川防衛参事官が以前、十一月十九日に答弁をされた内容と余りにも副大臣の答弁が乖離をしていたもので、それから、ただ議事録を判を押して直すだけのプロセスではなくて、あえてこのような委員会御指摘をさせていただきます。テレビの前でこれを追及することもできたんですけれども、恐らく誤解だろうというふうな私も存じておりましたので、あえて今日このような場所でも確認をさせていただきます。

是非、今後またこの情報公開、そして給油に関する数字等々につきまして極めて国民並びに委員会も敏感になつておりますから、是非誤つた答弁をなさらないようにお願い申し上げます。次のバッテリーに質問を譲りたいと思ひます。

○副大臣(江渡聡徳君) 委員の御指摘、本当にそのとおりだと思つております。私もこれから一生懸命、氣を付けて真摯に答弁させていただきます。

○委員長(北澤俊美君) 防衛大臣に答弁いただく前に、私の立場からも申し上げますが、防衛省は八十万ガロンと二十万ガロンで、単なる事務的なミスだと、こう言つて本委員会の権威を汚したわけでありまして、重ねてのことでもありますから、心して御答弁をいただきたいと思ひます。

石破防衛大臣。よろしいですか。

○国務大臣(石破茂君) 私も当然同席をしております。私がその場で訂正をすべきものであつたかもしれない。大変にお預かりする者として委員にも委員会にも御迷惑をお掛けいたしました。委員長の御指摘を心してこれから臨みたいと思ひます。

○樺葉賀津也君 江渡副大臣、ありがとうございます。

以上でございます。

○風間直樹君 先週に続きまして質疑をさせていただきます。

最初に防衛省の方にお尋ねをしたいんですが、今回、旧法の下でインド洋に海上自衛隊の補給艦を送る際に、護衛艦を同時に派遣をしております。これはイージス艦であります。このイージス艦を派遣した時期、そして艦名、さらにどの港から出港しているのか、この点確認をさせていただきます。

○国務大臣(石破茂君) お答えを申し上げます。常にイージスを出しておるわけではございませんが、旧法に基づきます協力支援活動を行う部隊の派遣につきましては、現地の情勢、協力支援活動の実績などを勘案しつつ、我が国の問題としてどのように寄与するかという観点から主体的に判断をしてきたものでございます。

そういうような関係でイージスを出しておりますが、これは「ちようかい」、「きりしま」、「こんごう」、「みようこう」、「こんごう」、「きりしま」というふうに出させていたでしてあります。

日時につきましては、それぞれ詳細にお答えいたします。

○風間直樹君 最初のだけで結構です。

○国務大臣(石破茂君) 一番最初に出しましたのは、護衛艦「ちようかい」でございます。ごめん

なさい、「きりしま」でございます。平成十四年十二月十六日出港し、平成十五年五月二十日に帰港をいたしております。横須賀が定係港でございます。

○風間直樹君 私、この給油問題ずっと調べてく
る中でどうも腑に落ちないことがございまして、
この補給艦の活動をやめて帰ってくるというこ
と自体が日米同盟を考慮する上でそんなに大きな
ダメージになるのか、このことがどうしても腑に落
ちませんでした。私が考える中では、これは十
分、同盟を毀損というものではなくて、ダメー
ジコントロールの範囲内で済むものではないかと、
こういう認識を私自身は持ちました。しかし、
イージス艦が同時に派遣をされているというこ
とを併せて考えますと、全くこの補給活動の意味が
違ってくると思わなければならない。

外務省にお尋ねをしますが、今現在、インド洋
ないしペルシャ湾で行われているOEF-MIO
のオペレーション、それからイラク戦争にかかわ
るオペレーション、このアフガニスタン、イラク
のオペレーション全体の中で当然米軍も自国の
イージス艦を海上に派遣をしていると思いま
す、その数は分かりますでしょうか。

○副大臣(木村仁君) 米国がインド洋における海
上阻止活動に何隻現在イージス艦を派遣してい
るかは承知しておりませんが、これまでに使った
イージス艦の総数は四十四隻であると、六年間で
四十四隻であると承知いたしております。

○風間直樹君 それでは、これは防衛省にお尋ね
するべきかと思えます。

大臣でございますか。じゃ、大臣。

○国務大臣(高村正彦君) 今、木村副大臣が述べ
たことをちよつと補足いたしますが、四十四隻と
いうのは、海自補給艦が旧テロ対策特措法の下で
の約六年間の活動の中で補給を行ったことのある
イージス艦は四十四隻と、こういう趣旨でありま
すので、私から申し上げておきます。

○風間直樹君 分かりました。

日本から行っているイージス艦であります、
これがどこでどのような活動をしているかという
ことは、これまでの国会審議の中では、あくまで
補給艦の護衛に当たっているという範囲内では
お答えがないと、このように承知をしているわけ

であります。しかし、専門家の話を伺いますと、
補給艦の護衛のみであれば通常の護衛艦で十分そ
の任務を果たせる。イージス艦を派遣する大きな
理由というのは、ディエゴガルシアの米軍の基
地、この基地を、周辺の様々な情報のチェック、
そして監視、こういった任務に日本のイージス
艦、護衛艦が就いているからではないかという話
が多々ございます。

この辺の点について防衛省に、実際イージス艦
がどういった任務に当たっているのかお尋ねしま
す。

○国務大臣(石破茂君) なぜイージスに特化して
そういうような御質問が出るのか、よく私には分
かりません。

イージスを出しますときの議論がございま
した、これは委員会です。例えば、データリン
クを持っているから集团的自衛権だというお話も
ございましたが、イージス以外の護衛艦も当然
データリンクは積んでおるものでございます。で
すから、データリンクというお話にはならないだ
ろうと。

そうすると、委員も御案内のとおり、イージス
がほかの船に比べて優れておりますのは防空能力
でございます。またあるいは、あのときは居住性
という議論もいたしました。居住性はさておきま
して、防空能力ということで議論をいたしました
ときに、やはり対空脅威というものもあり得るの
ではないかということで、よりそういう能力の高
いイージスを出した。同時に、居住性が高いとい
うこともございました。ディエゴガルシアという
ものを念頭に置いてイージスを出すという理由も
ございませぬし、必然性もございませぬ。

○風間直樹君 今の防衛大臣の御説明ですと、そ
のまま御説明を受ければ、このディエゴガルシア
基地周辺の監視に当たるといふことではないと、
イージス艦を出しているというわけではないと、
このように受け止められるわけですが、それで
は、かつて日本から出したイージス艦、その乗組
員、艦員がディエゴガルシアに上陸した例はござ

いますでしょうか。あるいはまた、このディエゴ
ガルシア島に自衛隊の連絡官はいますでしょうか。
○政府参考人(高見澤將林君) お答えいたしま
す。

先ほど、イージス艦の派遣の理由の中で、平成
十四年十二月当時のことでございますので、むし
ろアフガンの関係から随分時間がたった時期に初
めて派遣をされていると。つまり、今大臣からも
御答弁申し上げましたように、十四年の十二月に
そういった議論が行われているということござ
います。

それで、当時、派遣の理由として艦艇の交代時
期を迎えるということでもございましたので、指揮
に当たる艦艇、当時はDDH、ヘリコプター搭載
護衛艦を出しておりましたけれども、その派遣
ローテーションが非常に厳しくなっていたという
ような事情がございます。そういったことが一つ
さらに要素としてあったということをおし上げさ
せていただきたいと思います。

それからディエゴガルシアの関係でございま
すけれども、ここにその連絡員が派遣をされてい
るというようなことはございませぬ。

○風間直樹君 今防衛省からあつた御説明では私
は納得することができないんです。

今回この新法、そしてそれに先立つ旧法、この
旧法を実質的に案を作る際にその指揮を執られた
のは現在の谷内次官、そしてその下で条文の作成
に事実上当たられたのは当時の大江博課長とい
うふうに私は認識をしております。

大江課長は、御承知かと思いますが、最近東大
への出向を終えられまして、そして役所に戻られ
ました。その際に東大での講義をまとめるという
形で書籍を出版されております。その中に、これ
は恐らく極めて現在国会での審議、機微に触れる
という理由だろうと思えますが、このアフガンに
関する、あるいは給油に関する法案については余
り紙幅が割かれておりません。ただ、その中に極
めて重要な記載がございます。それはこのイージ

ス艦の派遣に関する理由の部分に関する記載であ
ります。

ちよつと読ませていただきますが、イージス艦
の派遣は米軍にとつて極めて実質的な意味を持つ
ものであつた。その理由として、大江課
長はこう書いているんですね。テロ特措法に基づ
く自衛隊による支援の中で、特にイージス艦の派
遣について言及しておきたい。イージス艦は半
径数百キロメートル以上の範囲を捜索することが
できる高性能レーダーとコンピュータシステム
を持ち、さらにミサイルシステムによる高度の防
衛能力を備えた護衛艦であると。当時それを保有
していたのは日米のみであつた。その後スペ
インも保有するようになり、最近では韓国も保有を
検討している。こういう記述があります。

スペインは既にこの活動からは撤退をしており
ますので、現在、イラクあるいはアフガンに関す
るオペレーションにかかわる国の中でイージスを
保有しそれを出しているのは日本とアメリカのみ
であります。その上で、大江課長のこの記述に戻
りますが、二〇〇二年末、ついに政府はイージス
艦の派遣に踏み切った、これは米側にとつても実
際に意味のある後方支援という観点から画期的な
ことであつたと記されています。

この記述は今防衛省から御説明のあつた趣旨と
は随分開きがあるように思いますが、防衛相、い
かがでございませうか。

○国務大臣(石破茂君) それは是非当時の議事録
をごらんをいただきたいと思っております。私が
主に答弁をしたのではないかとおもうに思いま
す。多分、大江さんはその「外交と国益」という
冊子で、私も読みました。その中にそういうよう
な記述があつたこともよく承知をいたしております。
私はやや違和感を持ってその部分は読んだ
のです、正直申し上げて。

イージスは対空能力が非常に優れている、それ
はコンピュータがそういう性能を持っているとい
うこととフェーズドアラレー・レーダーを持つて
いるということによるものですが、それから、そ

の対空能力の優れたイージスを出すことによって対空脅威から守ることはできるということ。そして、データリンクは持つております。これはイージスだけではございません。ほかの船も持つております。イージスのリーダーで捕捉をしたもの、それをデータリンクを使って情報を共有する、それが集団的自衛権に当たるものではないということとはそのときに答弁をしたものでございますけれども、そういう観点から安全性が高まるということとは、それは事実としてございます。

そしてまた、今局長から答弁申し上げましたように、DDHのローテーションがきつかったというので、DDHは蒸気タービンで動かし、艦内の温度が非常に高いということがございました。三段ベッドということもございました。そこで居住性に優れたイージスということで、いろんな面からイージスを出したものでございます。

対米軍ということに限らず、その地域でミッションを行う船の安全性というものに結果的に寄与することになったという評価はそれはできるだろうと思います。

○風間直樹君 石破大臣は私の先輩でもいらつしやいますし、大変その知識と能力には目ごろ敬服してるところでございます。ただ、残念ながら、私は防衛省という組織全体は、今現在様々な事件が起きておりますように、なかなかこれは国民の信頼、全幅の信頼を受けるにはならないと、こういうふうに思います。給油量の取り違いの問題もございました。航泊日誌の破棄の問題もございました。

そこで重ねてお尋ねをいたしますが、これまで衆議院、参議院のそれぞれの委員会での法案の審議にかなりの時間を費やしてまいりました。しかし、その中で、この補給艦の活動についてはいろいろと実態が浮かび上がってきたのは事実だと思いますが、残念ながら、イージス艦がどこで何をしていたかという実態についてはほとんどそれが明らかになっていないと考えております。私は

この部分をしっかりと参議院の場で議論することによって、やはり二院制というものの実質的な意義というものをそこで示さなければいけないと考えるわけでございます。

そこで大臣にお願いを申し上げますが、このイージス艦の具体的な航海の日程を当委員会にあって出していきたいと思います。そのことをもって、今大臣が御答弁いただいた内容が事実である、防衛省から出された答弁が事実であると、その証明をしていただきたいと思います。御答弁をお願いします。

○国務大臣(石破茂君) これは省内に持ち帰って検討はさせていただきます。

つまり、何年何月何日にどの位置にありましたということまですべてつまびらかにすることはできないというところは申し上げておかなければなりません。ただ、基本的に、何でイージスに限らず護衛艦を随伴させるかと申しますと、これ委員御案内のとおり、補給しているときが一番船は弱いんですね。つまり、ホースでつながっていますから回避活動が取れないということ。もう一つは、何せついでいるのが燃料ですから、一回火が出れば全部吹っ飛ぶということがございます。したがって、常に高い能力を持つて洋上における監視というものをしなければ、この補給の安全性というものは担保されない、信頼性というものも担保されない。

私は、委員から問題提起をしていただいてむしろ有り難いと思っておりますのは、補給艦のミッションだけではなくて、随伴していた護衛艦がどのような任務を行ったか、それによってこのミッションがどれだけ信頼性の高いものになったかという議論はさせていただきたいと思っております。あわせて、委員からいろんな御疑念、問題点の御指摘があれば、可能な限りお答えをさせていただきます。このように思うものでございます。

○風間直樹君 先ほど白委員が質疑をされましたこの補給艦の航泊日誌の問題、極めてゆゆしい問題であります。やはり大臣なりあるいは副大臣、政務官の皆さんがしっかりとシベリアンコントロールを徹底しなければいけないと、こういう認識で日々の政務に臨んでいらっしゃることは間違いなく、このように考えております。しかし残念ながら、そのコントロールの下で指揮されるべき方々の中で、やはり国会で様々な議論が起きて自分たちの取った行動が問題になりそうなどときに、その証拠の隠滅を図ってしまうという、こういうおそれがあるということがこの質疑の中でこれまでの間明らかになったと、こう思っております。

私は、今大臣からいただいた御答弁、それで了解したいところでございますが、しかし残念ながら、大臣の下にいらつしやる防衛省という組織全体を現時点では全幅の信頼を寄せることはできません。そこで、委員長にお諮りをさせていただきたいと思うんですが、この問題、これまで衆議院の質疑ではほとんど真実が明らかになっておりません。参議院当委員会での質疑も時間が限られてきております。

そこで、委員長の御判断の下、このイージス艦の派遣という行為、そしてその実態について、やはり防衛省が真実をこの委員会に明らかにしなければならぬという意思の御表明をお願いしたい。あわせて、今、私が大臣に要請をいたしましたこのイージス艦、派遣されたイージス艦すべての航泊日誌の提出を委員長から防衛省に要求をお願いしたいと思っておりますが、よろしくお願いいたします。

○委員長(北澤俊美君) ただいまの風間直樹君の御要請につきましては、後刻理事会で協議をいたして防衛省との折衝に入りたいというふうに思います。

○風間直樹君 それでは、次の質問に移らせていただきます。

先週のこの委員会での質疑の中で、防衛省から御回答をいただく予定になっていたバーレーンの

駐在連絡官の法的な地位につきまして、調査の結果の御回答をこの場でいただければ幸いです。

○国務大臣(石破茂君) 法的な地位についてのお尋ねをいただきました。

バーレーンに派遣されておりました海上自衛隊連絡官は、旧テロ対策特措法に基づく協力支援活動に関する連絡調整等を行っておったものでございます。これは、併せまして外交官としての身分を併せ持つておったということになります。

以上でございます。

○風間直樹君 分かりました。

つまり、このバーレーンでの調整に当たっていらつしやる連絡官は自衛官、そして外交官、双方の身分を持つていらつしやると、こういうことでよろしいでしょうか。

○国務大臣(石破茂君) バーレーンにおきまして派遣されておりました調整官、これはイメーじからいえば、私どもの防衛駐在官というふうなイメーじで御理解をいただければよろしいかと思えます。

バーレーン司令部に派遣されておりました連絡官は、外務事務官に兼任発令いたしました上で、在バーレーン大使館員兼防衛駐在官として発令をされたものというふうに承知をいたしております。

○風間直樹君 ありがとうございます。

このバーレーン司令部に關しましては、今年の九月二十一日、小野寺外務副大臣が訪問されました。その視察訪問された結果をニューヨークで記者会見を開かれてお話をされているところでございます。

実際バーレーンに小野寺副大臣が行かれたのは、九月二十一日なのかそれより以前なのかはちよつと私今把握をしておりませんが、このとき新聞の報道によりますと、副大臣がこのようにお話しになったと。つまり、司令部のオペレーションルームでは周辺海域を航行する船舶の位置を常時確認できるシステムが確立しており、海上自衛隊が給油した艦船がOEFの作戦海域外に移動す

れば明確に把握できる、こういう趣旨のお話が小野寺さんからあったと。

今日は、是非この詳細を小野寺副大臣御本人からお伺いしたいと思つたんですが、今日から海外出張でいらつしやると、こういうふうに向いまして、大臣にお尋ねをさせていただきたいと思つています。

このオペレーショングルームで、周辺海域、インド洋、ペルシヤ湾周辺を航行する船舶の位置、常時監視できる、こういうシステムがあるということとでございしますが、こういうシステムがあるということの報告は、大臣は副大臣から受けていらつしやいますでしょうか。

○国務大臣(高村正彦君) 今委員が御紹介くださった範囲内ぐらいで受けております。

○風間直樹君 そうですか。分かりました。

そこで石破大臣にお尋ねをしたいんですが、この連絡官、自衛官、外交官、両方の身分を持つ方ということですので、オペレーショングルームでの様々な連絡官が見聞された情報も、当然重要情報は大臣の下に届くシステムになっているかと、このように推察をいたします。

実は私、このバーレーンのオペレーショングルームあるいは司令部について知識を持つ方に近々お話を伺う機会がございました。そこで伺った話によりますと、このオペレーショングルームで明示をされる船舶の位置とその監視システム、こういったシステムの下の、恐らくそこで駐在をする連絡官は様々な情報を入手し、そして自衛隊の補給艦がどの国の何という艦船に、いつ、どの程度の量の補給を行ったか、それを随時把握をしているはずだと。それについては、特に、この質疑の質問題になりました給油量の取り違え等、これも自衛隊のどの程度の方までその取り違えの量を把握をしていたかということが質疑の中で一つの問題となりましたが、それが大臣レベルまで情報が行っている可能性も十分あるのではないかと、こういう御指摘も耳にしたところでございます。

これは確認の意味で石破大臣にお尋ねをするん

ですが、私は、大臣がそういう情報を得ながら国会等の場で御自身が聞かれた範囲と異なる答弁をされる方だとは思つておりませんが、念のためお尋ねをさせていただきま。大臣は、この給油量の取り違えという部分については、在任中、そうした情報をあらかじめ防衛省の職員から聞いていたということとをいせんませんでしたでしょうか。

○国務大臣(石破茂君) ございません。

○風間直樹君 分かりました。

それでは、次の質問に移らせていただきます。この給油に関する旧法を審議をしました際に、小泉総理がなかなか印象的な答弁をされております。平成十三年の十月五日、衆議院の予算委員会でありましたが、当時自由党の中井治委員の質問に對しましてこのような答弁をされております。いろいろと知恵を出して、憲法の前文と憲法九条の間のすき間、あいまいな点があるところを、どうやって国会議員の皆さんの知恵をかりながら日本ができることをやろうかということを考えていると。今、文章どおり読みましたが、こういう発言をされております。

小泉総理がおつしやいましたのは、憲法前文では国際貢献ということをやつたつていて。一方、九条では、集団的自衛権は保有するけれども行使はできないということをやつたつていて。そのすき間の部分でどのような形で国際貢献に對應していくかを考えなければいけないと、こういう答弁かというふうに思います。

さらに、同年十月二十三日、参議院の外交防衛、国土交通、内閣委員会連合審査会で、当時の参考人、津野参考人から、当委員会にもいらつしやいます、山本一太先生に對する答弁の中でこうした答えがござい。いろいろ従来から総理がおつしやつておられますけれども、憲法の前文と九条の間で、そういう法律的な枠組みの中で、国が新しい事態に對処するために必要な現行の法律がない部分を埋めるために今回のテロ對策特別措置法案を提出したというふうに考えておりました、こういう答弁でござい。

そこで、これは石破大臣にお尋ねをさせていたいただきますが、大臣は、この当時の小泉総理が答弁をされた、憲法の前文と九条の間のすき間、このすき間というものがあつたというふうにお考えになつていらつしやるか、それともないとお考えになつていらつしやるか、お尋ねをいたします。

○国務大臣(石破茂君) これは閣僚としてお答えするのは適切かどうか分かりませんが、今、津野さんの答弁を御紹介になりました。私は、自衛隊というものは、当然、法律の根拠がなければ一メートルたりとも動きません、一発も撃てません。そのうすると、すき間と云うかどうかは別として、海外活動、特に海外活動をします場合には、必要な根拠法が要るだろう。その前提は、集団的自衛権が行使できないということであり、当然のことながら、国際紛争を解決する手段としての武力の行使あるいは武力による威嚇であつてはならない、国権の発動たる戦争はもちろんです、そういう前提があつて、そういう前提を遵守した上でいかなる根拠法を作るかという作業、そういう意味での作業はしなければならぬ。

私はそれをすき間ということでは表現するのは、やや私の感覚とは違つたところではござい。ただ、当時の小泉総理の御発言の真意というものを私自身十分知つていてるわけではござい。その中で、あるいは私の考え方が間違つてゐるのかもしれない、あるいは私自身すき間があるというふうには必ずしも考えていないものでござい。

○風間直樹君 小泉総理がかつておつしやつた、前文がうたつてゐる国際貢献の言わば理念とでもいつたものでしょうか、日本が世界各国から信頼される国として国際社会の中でその地位を占めていきたいと、こういう部分、それと九条に記されております武力の行使はこれを認めないという、ここから集団自衛権の行使ができないという政府解釈が出てくるわけですが、私自身は率直に申し上げまして、イラクは別でありますけれども、今回のアフガンにかかわるオペレーションのような場合には、やはりこのオペレーションを日本政府

としてどのような責任ある立場から担つていくのかと、こういう立場に立ちますと、やはり現行の憲法の中ではなかなかそのオペレーションを当てはめる部分というのがどこにあるかを探るのは難しいのかなと、率直にこのように思つてゐるわけでございます。しかし、それは逆に、だからといって日本がそういった貢献をしなくていいということにはならないものと考えております。

そこで、そういう認識の下で率直に疑問を持つんですが、今このかつての津野参考人の答弁を御紹介しましたけれども、この中で津野参考人は、当時、この憲法、前文と九条の間の、小泉総理風に言つとすき間を埋めるために今回のテロ對策特別措置法を提出したと、まあ旧法であります、そういうふうにお答えになつてゐます。

これは一般論で結構なんですが、この憲法の条文の中の、まあ足りないと言つていいんでしょうか、要するに日本が国際貢献上果たすべき物事をする上でどうも憲法の中にはそれに該當する根拠が見当たらないという場合、それを埋めるのが果たして法律でできるかどうか、旧法でそれを埋めるということが可能であつたのかどうか、この点について外務大臣そして官房長官から御答弁をお願いしたいと思つてゐます。

○国務大臣(高村正彦君) 憲法で禁止されてゐないことを国民の意思に基づいて法律を作つて活動できるようにするということは当然であることだと、当然だと思つてゐます。

○国務大臣(町田信孝君) ちよつと必ずしも御質問の趣旨が分からないところもありますが、累次申し上げておりますように、この給油あるいは給水活動、これは明らかに実力行使ではないんです。自衛隊の海外における活動ではあります、実力行使ではない。したがつて、これ集団的自衛権というのは、国家による実力行使についてそれが憲法に合つてゐるか合つてゐないのかということが議論になるわけでありまして、実力行使でない以上、私は、集団的自衛権の問題、したがつて、もう一つ言つと非戦闘地域であるということ

から、憲法九条とかかわりを考える必要のない問題設定であるというふうに考えます。したがって、私も、小泉元総理のすき間という言葉には私も必ずしもなるほどとならずような感じを持てないのはいさうなことなんです。

○風間直樹君 石破大臣にはるる御答弁をいたしておられますので、せつかくですから、江渡副大臣として秋元政務官はこの点についていかがでございますでしょうか。

○副大臣(江渡聡徳君) お答えさせていただきます。

今、両大臣の方からお話があらたにありではないのかと、私自身もそう思うところと、あくまで武力と一体とはならないと、そして非常に、武力の行使もするわけでもないです、ですからその両大臣のおっしゃられた、であろうと、そのように思っております。

○大臣政務官(秋元司君) 私も同じように、両大臣のおっしゃっていることについて思っています。

○風間直樹君 随分簡単な御答弁で、日ごろ思っていることが十分に御答弁いただけたかどうか、ちょっとそう思います。

今官房長官から二つ触れていただきましたが、この給油・給水活動というのは武力行使に当てはまらないと、それからそれを行うのが非戦闘地域であると、この二つの考え方に基けばこれは問題ないと、こういう趣旨の御発言がございました。

素朴な疑問で大変恐縮なんです、現に戦闘行為が行われている、これは明瞭でありますね。今戦争やっていないというのでありますから、一方の戦闘行為が行われることがない認められ地域でございますが、これはだれがいないと認めらるんではないでしょうか。その主体はだれでございますでしょうか。

これは官房長官でしょうか、御答弁。

○国務大臣(町村信孝君) それは日本国政府であります。

○風間直樹君 そこで疑問なんです、この戦闘行為なり戦争というものは、あらかじめそれが起きそうだと予測ができることもあれば、偶発的に発生することもあります。偶発的に発生することがあるというのを考えれば、将来においても戦闘行為が行われることがない認められるというところは、単に日本政府が、インド洋のこの周辺では将来にわたって、海上自衛隊が活動している期間を通じて戦闘行為は行われないだろうと、様々なデータあるいは様々な情報からそう判断される、こう認めたとしても、偶発的に起こるケースがこれは皆無とは言えないと思えますが、それがゼロ％だということを言い切れるかどうかという点について御答弁をいただきたいと思えます。

○国務大臣(石破茂君) それは、世の中に一〇〇％絶対などということはないのです。

それは、偶発的であれ何であれ、そういうことが一〇〇％ないなどということをおっしゃることは、申し上げたことありません。ただ、そういうような状況になったとするならば、それは活動の中断、退避、指示を待つということになっておるわけでございます。ですから、そういうような地域を設定をいたしますが、そこは、仮にそういう地域になったとしますれば、それは今申し上げたような中断、退避、指示を待つというように、とに当然移っていくわけでございます。

域、つまり国若しくは国に準ずる組織の間において行われる武力を用いた争い、そういうようなことにかかわるということはないような仕組みにしておるものでございます。

○風間直樹君 大臣が御想定されていますように、私自身も補給艦そのものが戦闘行為に巻き込まれる可能性というのはほとんどないだろうかと、極めて小さいだろうかと、こういうふうにおっしゃっております。一方で、冒頭お尋ねいたしましたように、イージス艦も派遣している。これは補給艦の護衛が主目的である。ただ、残念ながら、イージス艦の活動の全体像というのは私ども国会の前にも一〇〇％はお示しいただいていない状態でございます。

そこで、実力行使が可能な自衛隊、軍隊というものを海外に出す、そのことの意味の重さというものを踏まえてお尋ねをしますが、ゼロ％ではない、けれどももし攻撃があった場合には速やかにそこから避難をする、あるいは退避をする、この考え方はそれなりに理解ができるわけでございますが、仮に攻撃を受けた場合、これに対する反応としてはどういうことを想定されているのでしょうか。つまり、何らかの武力を用いた反応をそこでするのか、あるいはせずに退避をするというふうなことを考えていらっしゃるのか、いかがでしょうか。

○国務大臣(石破茂君) それは正当防衛であり緊急避難であり、あるいは武器等防護という権限を行使することは当然でございます。しかしながら、それは当然認められるものであって、そこに反撃というんですかね、そういうような自己保存以外のものが入るということは極めて考えにくい。武器等防護は九十五条の規定のとおり御理解をいただきたいと存じます。

○風間直樹君 重ねて恐縮ですが、私もこういうケースには余りなじんでいないものですからお尋ねをさせていただきますと思えますけれども、この正当防衛、緊急避難で対応が可能であるという一義的には逃げるといふことなのかなという

ふうにお尋ねでございます。ただ、万が一、自衛隊が逃げようと思っても相手が逃がしてくるかどうかが、これは保証はないわけでありまして、相手が、自衛隊艦船が避難をしながら正当防衛で応戦になる中で、万が一、これが交戦状態にならないとも限らないというふうにお尋ねですが、大臣はこの辺はどのように想定をされているのでしょうか。

○国務大臣(石破茂君) それは、その行為が我が国に対する武力行使というふうな法的に評価されるかどうかということに懸かっています。

つまり、交戦状態という意味は、私よく理解はできませんが、それが我が国として防衛出動を下令するような、すなわち、何か武器を使用します場合に、これが領空侵犯でももちろんないし、海上警備行動でもあるまいと、また治安出動でもあるまいということになるわけですね。そうすると防衛出動ぐらいいし残らないわけでございますが、それを交戦というふうな評価をし、いろいろな関係国際諸法規が適用されるということになるという意味でございまして、お尋ねするならば、それが我が国に対する武力の攻撃というふうな法的に評価をされるかどうかということが論理的には申し上げられることだと思えます。

○風間直樹君 ここまで細かいことをお尋ねするのどうかと思いますが、例えば、かつて中国大陸に日本の陸軍が行っていて、そこで中国側から銃撃を受けて、それが日中戦争のそもそもの発端になったと、こういうこともあるわけでございますが、今大臣が御答弁いただいた中で、避難しつつ応戦する中で、相手国が、まあ国だと想定した場合、これは日本側から攻撃があったから我が国から応戦したと、こういうことを言わないとも限らないわけでございますが、そのような場合は想定しているのでしょうか。

○国務大臣(石破茂君) それはいろんな想定はございます。日本が撃つたんだというふうなことを向こうの方が言うかもしれないが、私どもとして、何ら、向こうから攻撃、それが国であれ国

に準ずる組織であればテロリストであれば、
そういうような武器の使用あるいは武力の行使が
行われない限り、我々の方から撃つということ
はございません。それはもう徹底しておるもので
ございまして、向こうがそのようなことを仮に言っ
たとしても、それはきちんと国際社会において、
私どもは自然権的な、当然憲法によつて許されて
いる自己保存というのでしょうか、そういうよう
な武器の使用ということをしていく。

ですから、今委員が御指摘のように、中国で戦
端が開かれた、それはいろんな歴史的な考え方が
ございましょう。私どもの組織はそんなこと
には間違つてもならない。それは絶対にそのよう
なことはあり得ない。これは絶対という言葉は私
はあえて使わせていただいても構わないと思つて
います。

○風間直樹君 石破大臣が今お述べいただきました
その決意、是非防衛省内部で厳格なシビリアン
コントロールを期待しまして、質問を終わらせて
いただきます。

ありがとうございます。

○山下芳生君 日本共産党の山下芳生です。
初めに、最近のイラク情勢についてお聞きした
と思います。

昨日の報道によりますと、イギリスのブラウン
首相がイラク南部からイギリス軍を撤退させるこ
とを明らかにいたしました。また、先月の末には
オーストラリアやポーランドもイラクから撤退す
る方針を表明したと聞きます。それぞれどうい
う内容か、報告をいただけますか。

○政府参考人(梅本和義君) お答え申し上げます。
イラクに部隊を派遣しております各国の部隊派
遣に関する検討状況につきましては、私どもはい
ろいろ情報を収集しておりますが、私どもとして
言わば有権的に御説明する立場にはないというこ
とをまずちよつと前置きとして申し上げます。
そうしたいと思ひます。

そういう前提で今御指摘のありました各国につ

いて申し上げます、次のとおりでございます。
英国でございますが、確かに十月八日にブラウ
ン首相が、英国下院の演説におきまして、イラク
の首相が述べているとおり、今後二か月でバスラ
の治安権限がイラク側に移譲されれば、監視活
動、オーバーウォッチというものの第一段階とな
り、駐留英軍は九月初め時点の五千五百名から治
安権限移譲直後に四千五百名、さらに四千名に削
減される、その上で、来年春からの監視活動の第
二段階では、軍司令官の助言を踏まえつつ二千五
百名へと削減する、また、監視活動のいずれの段
階においても、イラク国外とはなるが、この地域
内に五百名の後方支援要員を駐留させるという旨
を述べたということを知っております。

引き続き、私どもは英国軍の動向についても注
視をしていきたいと思つております。
それから、ポーランドでございますが、十一月
の二十三日に、トウスク新首相でございますが、
国会の演説で、イラク南部に派遣中の約九百名の
部隊を、米国を含む同盟国の理解を得た上で二〇
〇八年中に撤収させる旨を表明し、また、クリフ
国防相は十二月六日、ポーランド下院で、ポーラ
ンド軍部隊のイラクへの派遣は二〇〇八年十月ま
でとし、それ以降部隊を撤収する提案を準備して
いるというふうな述べたというふうに承知をして
おります。

他方、十月の総選挙で野党となった「法と正
義」に所属をし、軍の最高司令官であるカチンス
キ大統領でございますが、大統領はイラク派遣部
隊の駐留継続を主張しているというふうに承知し
ております。したがって、現段階でポーランドの
部隊派遣の今後の見通しを述べることとはなかな
か困難であるというふうに考えております。

オーストラリアでございますが、最近の選挙で
新政権が登場したわけでございます。この労働党
は、同盟国であるアメリカ、イギリスと協議の
上、現在イラクに派遣中の千五百名以上の部隊の
うち二〇〇八年中にイラク南部から五百五十名の
監視・戦闘部隊は撤収させるということで、その

ほかの部隊については引き続き維持し、これら部
隊のあり得べき撤退の時期については検討を続け
る予定であるというふうに明らかにしているとい
うふうに承知しております。

いづれにせよ、豪州が今後派遣部隊をどのよう
にしていくのかということについては、私どもと
しても注視していきたいというふうに思つており
ます。

○山下芳生君 アフガニスタンの情勢も変化して
いるようであります。十月に開かれたNATOの
非公式国防相会議では、加盟国のアフガニスタ
ンへの兵力増派が最大の焦点になったと聞いてお
りますが、どういふ議論がされたのか、御報告い
ただけますか。

○政府参考人(本田悦朗君) お答え申し上げます。
委員御指摘のとおり、十月二十四日、二十五日
にオランダにおきましてNATO非公式国防相会
合が行われたと承知しております。我が国はNATO
加盟国ではございませんのでこの非公式会合の
内容について承知する立場にはありませんが、
同会合の際の記者会見においてデ・ホープ・ス
ケッフフェルNATO事務総長は、第一に、アフガ
ニスタンにおいて必要とされる兵力の九〇％は満
たされていること、第二、同会合におきまして不
足分については議論がなされたこと、第三に、依然
不足はあるものの兵力の補充に進展が見られてい
ること等を発言したと承知しております。

○山下芳生君 報道では、アメリカは加盟国に増
派を強く要請しましたけれども、欧州諸国は大規
模増派に慎重な姿勢を示したということが伝わっ
ております。増派を表明したのは加盟二十六か国
中九か国にとどまったということでありまして、
例えばオランダの状況を見ますと、政府は三十
日、アフガニスタンで展開するオランダ軍につい
て、二〇一〇年まで二年間駐留を延長する方針を
決めた。これは決めたんですが、オランダ政府の
広報官によると、駐留延長後は現在の千七百人規
模から千三百人ないし千四百人に部隊を縮小し、

二〇一〇年の十二月には全部隊を引き揚げるとい
う発表もございました。

いづれにしても、イラク戦争から四年、アフガ
ン派兵から六年、各国は中東政策を見直している
と思ひます。アメリカの増派要求からも距離を置
いていると思ひます。そういう意味では、日本も
いい時期ではないかと。参議院選挙の結果、イン
ド洋から自衛隊が帰つてきて既に一か月以上たつ
わけですが、軍事活動に参加していない今こそ、
冷静にアフガンの情勢をとらえてこれまでの方針
を見直すべきだと考えます。

そこで、アフガニスタンの情勢ですが、聞けば
聞くほどなかなか深刻だと思ひます。国連アフガ
ニスタン支援団、UNAMAによりますと、今年
は八月末までに千件以上の民間人の死亡事故を記
録したとあります。国連事務総長の報告では、二
〇〇一年から二〇〇四年の間には五件だった自爆
テロが、二〇〇五年には十七件、二〇〇六年百二
十三件、二〇〇七年には八月末までに既に百三件
に達していると言ひます。日本がインド洋から撤
退している一か月の間でも、例えば十一月二十九
日、米空軍の誤爆で民間人が少なくとも二十五人
死亡したと伝えられております。

こうしたアフガニスタンの現状について、政府
はどのように認識をしておられますか。

○国務大臣(高村正彦君) アフガニスタンにおけ
るテロ問題の解決のためには、治安・テロ対策に
よる直接的な脅威の除去と国際協力の推進、貧困
削減や平和の定着といったテロを生む社会的、経
済的背景に存在する諸問題の解決を同時に図るこ
とが重要であると、こういうふうに考えておりま
す。

アフガニスタンの現状であります。委員が
おっしゃる通りに、治安の面では確かにまだまだ
良くなつていない、将来にはつきりした見通しも
立たないという面もありますが、そのほか経済だ
とか、あるいは難民が帰還しているとか、教育あ
るいは保健分野でいろいろ積極的な面も見られる
とか、そういう明るい面と暗い面が混在してい

る、そういう状況にあると、こういうふうに通っておりま。

○山下芳生君 大臣もおっしゃるように、治安の面では、米軍などによる軍事掃討作戦が激化する、それに対して武装勢力の側の攻撃も激化する、大変憂慮すべき事態だと思います。

同時に、現地の情勢で重要なのは、双方の和解を求める動きが進んでいることだと思います。

国会図書館にまとめたいただいた資料によりますと、二〇〇七年、今年の五月六日、アフガニスタン上院国民和解委員会において、アフガン・タリバン、パキスタン・タリバン、テロリスト・タリバン、これはアルカイダなどのことのようにですが、これらを分けて、アフガン・タリバンと直接交渉を持つべきとの議論が上院の委員会で行われております。

続いて、九月九日、カルザイ大統領は、和平は対話なしに実現しないと発言をされ、九月二十三日には、カルザイ大統領がアルカイダの一部ではないタリバンを国家再建に引き戻すための努力を続けていると発言されております。

さらに、十一月一日、アフガニスタン西部のパンドグスにいたタリバンと国民和解プログラムとの協議の結果、百人のタリバンが十一月一日にヘラートに到着し政府に加わったと政府側が発表しております。

さらに、十一月二十二日、カルザイ大統領は記者会見で、我々に対するタリバンからの接触が増加していると述べ、それまでの一週間だけで五、六回以上の重要な接触があったことを明らかにし、我々はアルカイダの一部でなくテロリストネットワークの一部でもないタリバンと交渉することを望んでいると、交渉による和平の意欲を示しました。

暴力の応酬の激化にもかかわらず、武装勢力とアフガン政府の双方から、話し合いによる和平を求める動きが活発になっている。これは大変重要な注目すべき動きだと思いますが、政府の認識を伺いたいと思います。

○国務大臣(高村正彦君) アフガニスタンの現政権がタリバン等の反政府戦闘員への投降を呼び掛ける、いわゆる平和和解プロセスとしては、二〇〇五年五月に開始された和平強化プログラムがあるわけでありま。このプログラムは、反政府戦闘員に対してアフガニスタン政府の正統性の承認及び市民社会への復帰の機会を与えるものでありまして、二〇〇七年五月までに約三千八百名のタリバンが投降をしたと承認をしております。

最近もカルザイ大統領は、我々はアルカイダ又はその他のテロリストネットワークに参加していない多数派のタリバンと平和和解プロセスを進めつつある、また、アルカイダ又はその他のテロ団体の構成分子でないタリバンとの対話を望んでいる旨述べ、テロリストと関連のない勢力との間で国内和平プロセスを推進していく決意を表明しているわけでありま。我が国としては、このようなアフガニスタン政府の取組を支援していきたいと考えております。

もつとも、これに対してタリバンの報道官は、最近もタリバンがアフガン政府と接触をしたことではない旨述べている等、カルザイ政権が国内のいろいろな勢力との和解を進めることは困難な道のりとなることと予想されるわけでありま。

委員、今、憎しみの連鎖があるにもかかわらず、こういうことをおっしゃいました。あるにもかかわらずという面もあるかと思いますが、ここは投降が進んでいる一面には、やはり軍事力による圧力というものもあるという面もあるということ、それは正確に見ていかなければいけないと、こういうふうに思います。

○山下芳生君 私はその面が全くないとは否定いたしません、しかしもつと全体を見る必要もあると思っております。

なぜカルザイ政権がこの和解のプロセスに力を入れていてとお考えでしょうか、今の一面以外に。

ことではありますが、やはり軍事力だけで完全に解決するというのはなかなか難しいなという認識に基づいているというところはあります。

そういう中で、カルザイ大統領を始めとするアフガニスタン政府がタリバン等の反政府戦闘員への投降を呼び掛けたのは二〇〇五年五月でありまして、二〇〇七年五月までに、先ほども申し上げましたように、三千八百名のタリバンが投降したと。このような流れを受けて、最近もカルザイ大統領は、我々はアルカイダ又はその他のテロリストネットワークに参加していない多数派のタリバンと平和和解プロセスを進めつつある、また、アルカイダ又はその他のテロ団体の構成分子でないタリバンとの対話を望んでいると、こう述べて、テロリストと関連のない勢力との間で国内和平プロセスを推進していく決意を表明しているわけでありま。

いずれにしても、テロリストに対する軍事的掃討作戦と同時に和解プロセスを進めて、やっぱアルカイダ、そしてアルカイダとほとんど同類視すべきタリバンのほかの、タリバンといつても物すごくその野が広いわけでありまから、そういう人たちはほとんどこのカルザイ政権を承認してもらって、そしてこの中で一般市民として復帰してもらうと、そういうプロセスを進めるということは大変結構なことだと日本政府としても考えているわけでありま。

○山下芳生君 同時にとおっしゃった問題、後でまた議論したいと思いますが、ロンドンに本部を置く国際政策のシンクタンク、SENLIIS評議会の十一月の報告を読みました。それによりまして、急進的イスラム主義者とは別に草の根の反政府勢力が増大しているという理由がある。タリバンがタリバンに加わる多くの理由がある。タリバン支持を拡大する正当な不満として以下のように列挙されてあります。ちよつと紹介します。

戦闘の拡大と地方への爆撃によって引き起こされた極めて多数に上る民間人の殺傷及び強制退去。多くの農民が家族を養うために依然としてケ

シ栽培に全面的に依存している中で強制的なケシ根絶。戦闘や洪水、干ばつなどの自然災害に対する人道援助や支援の欠落。住民は飢えているが、食糧援助はない。都市でも農村地域でも経済開発が欠落している。

より具体的には、雇用あるいはまともな収入源の欠如。南部アフガニスタンは絶望的な貧困のままだ。カルザイ政権は、アフガニスタンの政府監督と決定において外国諸国にコントロールされているからい政権だとの認識。学校や病院などの公共施設の機能の欠如。そして最後に、国際社会はアフガニスタンの文化や伝統を尊重せず、西欧のやり方でアフガニスタンに対処し、問題を西欧式やり方と手段で解決しようとしているとの認識が列挙されております。

こうしたアフガンの深刻な現状、人々の不満、そのことでタリバンと敵対すればするほど人々の心がタリバンの方に傾くという事態、これがタリバン始め反政府勢力との和解のプロセスをカルザイ政権が取るその根底にあると私はこのレポートを読んで思いましたけれども、大臣、いかがでしょうか。

○国務大臣(高村正彦君) 物事にはそれぞれ、それぞれ、ある面から見ればこういう面もあるねということはあると思うんです。ですから、今おっしゃったような面があるんだろうと私も思っています。

ただし、それだけじゃなくて、やはりカルザイ政権の呼び掛けにこたえて、タリバンに、いわゆるタリバンの総分子といいますが、普通のタリバンがほとんど投降しているということも、やはりそれなりにタリバン政権を承認して、タリバン政権じゃない、カルザイ政権を承認して、そして一般市民として暮らしたいという、そういう投降する人たちがどんどん増えている。

これが和平プロセスだということでは進んでいるわけでありまから、それについてはやはり実力による圧力だとかそういうこともあるわけ、ただ、憎しみの連鎖を生むというのは決していいこ

とじやありませんから、空爆、特に誤爆による被害みたいなものはできるだけ少なくするようにしなければいけませんし、そういうことは、今カルザイ政権とNATOあるいはOEF加盟国との間で、どうやって空爆、誤爆の被害を少なくしようか、そういったことをいろいろ協議しているところ、こういうふうな承知をしておりますし、できるだけそういう誤爆の被害のようなのは少なくしてもらいたいと私としても考えているところでございます。

○山下芳生君 もう一つ、アフガンの歴史を聞きますと、カブールに基礎を置いてアフガニスタンの全域を効果的に統治する強力な安定した政権の確立というのはこれまでほとんどなかったといえます。ちよつともう時間がないので、外務省にその辺りを説明していただこうと思つたんですが、もうそこはパスさせていただいて、そういうアフガンの歴史的な特質というのはこれからのアフガンの政治の安定にとつても非常に重要なことではないかと考えます。

十月の十五日、国連安全保障理事会におけるアフガニスタンの現状に関するカタール大使の陳述というのがございます。紹介します。

アフガンの政治展望は同国の政治集団すべてをまとめた相互依存のネットワークで構成される、それゆえ、民主主義をその中核とした政治プロセスを確立するためにはすべての関係者の積極的参加を焦点にしなければならない、アフガニスタンは真の国内的団結を必要としている、そのような結束的なアプローチが取られれば、アフガニスタンの政治的安全と安定という夢を実現することは可能となるだろうと。

歴史的特質を踏まえるならば、正に和解なしに統治なしというのがアフガンの実態だと思えます。ここにカルザイ政権が和解プロセスに力を入れる根拠がもう一つあるのではないかと思います、いかがでしょうか。

○国務大臣(高村正彦君) 私は十分な知見を有しておりますけれども、そういうような面がある

ということはあるに納得できるところでもあります。

○山下芳生君 私も、ベシヤワール会の方に直接お話を聞きました。やっぱりそれぞれの部族がたぐさん存在して、それぞれの部族ごとにいろいろな自治をされた集合体としてアフガンの国がある。病院一つ造るのにも、いきなり平地に立派な病院を造つてもだれも利用してくれない、それぞれの部族の中で、ジルガでこの村に病院は要るかどうかが検討してください。そして、ジルガでいろいろ検討した結果、必要だという答えが出たら、そのお手伝いをして医療スタッフや病院を提供する、そうするとみんなのものとして利用される、そういうことがずうつと歴史上あつたようです。

それから、JVC、日本国際ボランティアセンターのジャラバードで活動している方の話聞きますと、やはりジャラバードの辺りはまだカルザイ政権の統治が及んでいない、歴史上いろいろな政権が替わつたり安定しなかったことを皆さん経験しておりますから、政権の側に付くのか反政府勢力の方に付くのか、みんなじつと両にらみしている実態だとおっしゃるんですね。ですから、やはり歴史上も今の現状からも、和解のプロセスというものを進めることなしに安定した政権、安定した統治というのはあつた地ではないんだと思えます。

そこで聞きますけれども、この和解のプロセスと軍事活動、空爆や掃討作戦、これは私は両立し得ないと思うんですが、大臣の認識いかがでしょうか。

○国務大臣(高村正彦君) 和解のプロセスという軍事活動が両立し得ないということは私はないと思ひます。むしろ軍事的圧力によつて投降する人も増えてくるということもあると思うんですね。

私、昨日だったか、スリランカの大統領とお会いしまして、スリランカの中も同じような問題を抱えているわけですが、我々も和平プロセス

スを手伝っているわけですが、スリランカの大統領も、そういう中で、自分たちは軍事的圧力を強めることによって最終的に軍事的解決はないということとはよく分かつていると、だけれども、和解のためには軍事的圧力を強めざるを得ないんだと、こういうことを言っていました。

私は、それはいろいろなところで同じような状況が当てはまる、こう思っていますし、やはりオサマ・ビンラディン並びにそういう人々たちを守っているタリバンの人たち、そういう人々たちはやはり軍事的に掃討作戦を展開する、そういう中で、一般の穏健派タリバンと言えぬ人が、名前が適切かどうか分かりませんが、そういう人々たちとの間の和平を達成するというのが我々が、我々というか、国際社会が今考えている道である、こういうふうな思っております。

○山下芳生君 先ほど紹介したアフガンの上院の決定にはこうあります。上院は、タリバン及びその他反対勢力の要求を見いだす努力を行われるべきこと、さらに、その間はそれらの者に対する軍事作戦を中止すべきことを表明した。作戦の必要が生じる場合は、国軍及び国家警察との調整並びにアフガン政府との協議の上で実施されるべきである。つまり、反政府勢力の要求を聞かなければならない、和解のためには。その聞いている間は軍事作戦は中止すべきだ。当然の要求だと思ひますし、先ほどのカタール大使の陳述でも、我々はアフガンにおいてテロリズムとの戦いが行われている中で殺害される無辜の市民の数に懸念を持つている、軍事戦略は国民和解の計画と整合したものでなければならぬとはつきり述べております。

だから、両立するとおっしゃいましたけれども、和解の話をしているときに一方で軍事作戦はやはり両立しないということを当事者が言っている。これは非常に重要な指摘だと思いますが、いかがですか。

○国務大臣(高村正彦君) 正に和解の話し合いに乗っている人たちに軍事作戦を展開しろと言つて

いるんじゃないんです。タリバンのスポークスマンは、政府とは和解の話をしたことはない、こつう言っているんです。和解の話を、まるつきり乗つてこない人々に軍事的圧力を掛けていって、こういうことでありまして、そういう中で一般の穏健派タリバンが和解に乗つてきている、こういうことであります。

○委員長(北澤俊美君) 山下芳生君に申し上げます。時間が過ぎておりますのでおまとめください。

○山下芳生君 そういう限定的な軍事活動をやめろというんじゃない、空爆全体を中止せよということが現地の声だということを申し上げて、終わります。

○山内徳信君 私は石破防衛大臣にお伺いしたいと思ひます。

石破大臣の著書「軍事を知らずして平和を語るな」というタイトルの本を興味深く読ませていただきました。そして、大臣の軍事について、平和についての考え方もよく勉強できました。私の印象としては、ある種の危うさも感じました。さて、イラク戦争に対し、政府は一貫して前線での戦闘行為と後方支援を切り離して国会答弁をされていらつしやいます。戦争は、前線での戦闘行為と兵たん支援活動、物資の補給が一体となつて成り立つものであると考えております。

そこで、石破大臣のこの本を作るに当たつての対談相手の清谷信一さんとの対談の中に、ページは百六十七ページでございまして、その清谷さんはこういうふうな述べていらつしやいます。空自と海自は輸送や補給活動を担つております。これは軍事行動に当たります。後方支援というのは兵たん活動であり軍事力の行使そのものでありますと語つております。これは正に戦争の実態論を語つておると私は受け取つたわけでございます。

そこで大臣にお伺いしたいのは、この清谷氏の前線と後方支援の一体論、これを大臣は肯定されますかあるいは否定されますか、簡潔にお答えください。

○国務大臣(石破茂君) そこで私は清谷氏の所論に対してそうですねというような肯定的なことを申し上げておりますが、それは、兵たん軽視、今でいえば補給軽視と言つてもいいし、後方軽視と言つてもいいし、そういうことがさきの大戦の大きな敗因であるということについて同意をいたしましたものでございます。

(委員長退席、理事浅尾慶一郎君着席)

兵たん、補給あるいは後方、これが極めて重要であるということ、それが一体として評価されるということは、私は別のものだと考えております。

○山内徳信君 私は、政府の今回のイラク戦争に対して自衛隊を派遣するに当たって、前線と後方を切り離しての論議がずっと続いておりました。そういうことは過去の歴史において、あるいは今行われておるイラク、アフガンの戦争行為の背景を見ても、これはやはり一体論で考えていくべきだと、こういうことを御指摘を申し上げて、次に進めていきたいと思っております。

次は、掃海母艦についてでございます。防衛大臣にお伺いいたします。海上自衛艦「ぶんご」は掃海母艦と言われておりますが、その任務についてお伺いしたいと思っております。

○国務大臣(石破茂君) 「ぶんご」の任務、今回行いました「ぶんご」の任務ということであれば、担当からお答えをいたささせていただきます。

掃海母艦の任務ということであれば、まさに機雷等々、そういうものを掃海するのを任務としたしておりますが、今回どのようなことを行ったかにつきましては、お許しをいただければ担当からお答えをいたささせていただきます。

○山内徳信君 掃海母艦の本来の任務を聞いております。

○国務大臣(石破茂君) これは、掃海母艦は、掃海艇等々とあわせて、つまり掃海艇がいろいろな機雷掃海等を行うものでございますが、それを支援する、あるいは必要な補給、あるいは休養、

あるいは医療、あるいは物資の提供等々、掃海艇部隊等の一環として行動を行うものというふうには私は承知をいたしております。

○山内徳信君 今年の五月に掃海母艦「ぶんご」が沖縄における米軍基地の建設に向けて現況調査に出動しております。私は、当選して後、八月の九日に防衛前事務次官の守屋さんに会いに行きました。沖縄の基地問題についての基本的な考え方を伺いたいということで行ったときに、守屋さんはこの「ぶんご」について少々誇らしげに私に語っておりました。そういうのを、「ぶんご」は沖縄の人々には実際に見たのかねと。ところが、やはりマスコミ報道にはちゃんと出ておりました。

したがって、今日お伺いしたいのは、この「ぶんご」が何という港から出て、そして沖縄のどこまで行つてそういう現況調査に携わったのか、その経過を説明していただきたいと思っております。

○政府参考人(高見澤将林君) お答えいたします。今年の五月、去る五月に、いろいろな沖縄のキャンプ・シュワブ沖におけます海象の状況、あるいはジュゴンなどの生息状況、そしてサンゴ類の産卵・生息状況ということ把握することを目的といたしまして現況調査ということを考えておりました。これに必要な機器の設置を限られた期間内に円滑かつ十分に実施するということを考えておりました。この機器設置作業は、民間業者に委託するだけではなくて、海上自衛隊の能力も必要だということ、で、「ぶんご」を派遣をいたしまして機器設置作業に当たったということでございます。

○山内徳信君 「ぶんご」の出動に当たりまして、守屋前事務次官が深くかわつております。私が入手した情報によりますと、守屋前次官はこんなことを言っております。こんなものにびびるなという、まあその他ありますが、びびるなと周囲を叱責しながら海上幕僚部の反対を押し切つて決めたと言われております。正にゴルフだけではなく守屋前次官の暴走がここにも見られます。文民統制の在り方も忘れて、政府ならば何でもできるという発想は正に独裁者であります。

したがって、私はこの独裁者という言葉を使つて使つて使つて使つて、既に週刊誌等々には前にも出ておりました。守屋前次官は大臣の部下でありましたが、「ぶんご」の出動に関する守屋前次官の行動について、今大臣はどういうふうな反省をいらつしやいますか。お答えを願いたいと思っております。

○国務大臣(石破茂君) これを行いましたが、今局長から申し述べました理由によるものでございます。

その際の作業実施に当たりましては、守屋前次官を含め省内関係者で十分な検討、調整を行いました上で、防衛施設庁長官が海上幕僚長に対し協力を依頼し、防衛大臣が発出した命令に基づいて協力が行われたと、このように承知をいたしております。

委員御案内のとおり、自衛隊を出しますときは、国内であれ国外であれ、緊急性と公共性と自衛隊でなければならぬという非代替性、この三つがよく検討されなければなりません。当時、省内においてそういう議論が行われた上でこのようになされたというふうに私は承知をいたしております。

ただ、今かがい知ることができないのは、私の立場でうかがい知ることができないのは、沖縄が悲惨な戦場となり、そしてその後苦難の歴史を経て、そして自衛隊が沖縄に展開しますにおいて、本当に関係の方々の大変な御努力があつて信頼関係というものを一歩ずつ積み重ねてきた、そのことは今の三要件とはまた別のファクターになるものだと考えておりました。私はこの「ぶんご」の派遣はよく議論された後に行われたものだというふうに今思いますが、今後仮にそういうことがありとせば、もつといろいろな状況を考えなければならぬものだと、私は個人的にそのように

思っております。沖縄では、沖縄戦の日本軍による行為などの悲しい経験もありまして、この「ぶんご」が出動したというその情報に接したとき、沖縄県民を始め県民は鋭く反応いたしました。県民を威嚇する意図を持つておると、こういうふうな受け止めた人々も多くいたわけでございます。

自衛艦「ぶんご」の出動について不信が高まっております。まいりましたし、今回の守屋事件を通して、一層防衛行政、基地行政に不信が高まっております。そのことも御指摘を申し上げておきたいと思っております。

守屋前事務次官の問題について、防衛省は徹底的にうみを出すとおっしゃっております。こういう問題につきましては、ちゃんと調査をして報告をしていただきたいと思います。その決意のほどを大臣にお伺いいたします。

○国務大臣(石破茂君) 本年五月に行われました環境現況調査への海自の協力に関する文書についての開示の請求に対しましては、関係部隊、装備、協力実施の要領及び作業日程が明らかに部分につきましては不開示といたしております。これを明らかにしない理由は、作業の詳細が明らかにすることによって部隊の運用形態が推察されるということ懸念をしておるものでございます。

委員の御指摘は、むしろそういうことよりは、冒頭お話しになりました、どんな議論が省内であつたのかということなのかもしれません。そういうことだと思いたしますれば、これは可能な限り私自身も調べてみたいと思っておりますが、それは新聞あるいは雑誌等々がいろいろなことを言っておりますが、そういう記録が残つておるわけでもない承知をいたしております。

(理事浅尾慶一郎君退席、委員長着席)

私どもとしてお答えできますのは、ごめんなさい、私としてお答えできませんのは、戦闘艦ではございませんが、委員まさしく自衛艦というふうにおつしやいました、こういうような自衛隊の装備

品を動かすときには、本当によくいろいろなことを考えなければいけないということは、私、今後、心せねばならないことだけは申し上げておきたいと存じます。

○山内徳信君 私の手元に、防衛省が行政文書開示決定通知書という大きなタイトルを付けて出されたこの文書があります。これについて申し上げたいわけですが、沖縄における新基地建設をめぐる問題がこの文書の中に書かれております。

その一部を読み上げたいと思いますが、今後の同種の作業の能率的な遂行が妨害行為等により不当に阻害されるおそれがあるためというふうに書かれております。これを深く論議する時間はありませんが、一応この文書に書かれておる非常に重要な部分だけ申し上げます。

この考え方は、国が決めた政策は何でも正しく、県民、国民はただ従えという、民はこれによらしむべし、これを知らしむべからずという発想で、過去の考え方であり、憲法で言う主権在民のこの時代にこういう重要なものを全部伏せておいて、そして、基地建設に海上自衛艦あるいは「ぶんご」を出して弾圧をする。これは、沖縄県民はこういうふうな受け止めておるわけですから、憲法九条には、やはり威嚇してはいかぬと、国際紛争を解決するためにそういう威嚇をしていけないというふうにあります。県民に対しては、基地を造るに当たってはもう何でも、自衛艦も出す、こういうふうな考え方ではこれは納得できない、こういうことでございます。

そして、基地建設が予定されている海域について、改めて今日も申し上げたいことは、防衛大臣にも外務大臣にも町村官房長官にも申し上げたいと思います。この海域はジュゴンのすみ海であります。ウミガメの産卵の場所でもあります。亜熱帯の豊かなサンゴの海域であります。二十一世紀は環境の世紀と言われておりまして、今世界的に地球温暖化が大きな問題になっておる、そういう環境の世紀であることをここで強く申し上げます。

政府は、基地建設に反対している人々の行為を妨害行為と言ひ、不当に阻害される云々と言つておりますが、二十一世紀は環境を大事にする時代です。自然環境やジュゴンあるいはウミガメあるいは豊かなサンゴを破壊し基地を造つていくということは、これは間違つておると思います。こういう場所ですから私はあえて申し上げますが、自然破壊をして基地を造るというそういう時代でないことを明確に申し上げておきたいと思ひます。

す。

全国にある米軍基地、米軍専用基地の七五％を沖縄に押し付けておいて、更に新しい基地を沖縄に押し付けるということは、政府の名においてこのような豊かな自然環境を破壊することであり、県民、国民、国際社会は、このような政府の横暴あるいは理不尽な基地建設を認めることはできません。

そして、今年の五月十五日は、沖縄が日本復帰をして三十五周年に当たりました。それに向けて世論調査が行われましたが、基地建設反対が七五・九％、基地容認が二六・九％であります。主権国家として政府は、新基地建設の中止をアメリカ政府に交渉することを再度この場でお願ひを申し上げます。

一言ございましたら、官房長官、一言。簡潔にお願いします。

○国務大臣(町村信孝君) 名護市の沖合、辺野古の沖合に今の普天間を移設するということについて反対だという委員の御意見でございました。

これはもう長い長い経緯の中で、私どもとしてはいろいろな検討を経た結果、米軍再編全体としては沖縄の負担を軽減しつつ抑止力を維持する、それを何とか両立させたいと、こういう思いでございまして。したがって、この辺野古沖合への移転というのは是非御理解をいただければと、こう思っております。

また、同時に、沖縄全体の負担を軽減するためアメリカの海兵隊員数千名をグアムに移転させる、あるいは特に南部の方の米軍の基地等は我が

国へ返還をされるというような形で、全体としては、あるいは訓練を、嘉手納に集中し過ぎていくからそれを全国の航空自衛隊の基地のあるところなどに一定程度訓練を共同訓練という形で分散させるなど、いろいろな形で沖縄の皆さん方の負担を少しでも軽減をしたい、同時に抑止力は維持しておきたいと、こういうことで私どもはあの計画を今作り、そして環境影響調査をやっているところで、始めたばかりでございますが、そういうことで、政府全体の考え方としてそのようなことを進めておることを是非御理解を賜ればと思っております。

○山内徳信君 この件についてはもつと論議を深めたいと思ひますが、この場ではこの程度にしておきたいと思ひます。

私は最後に防衛大臣にお伺ひしたいと思ひます。

近年、我が国の自衛隊の自殺者の数が増えております。これは異常と思ひます。防衛省の資料によりますと、過去十年間の自衛官自殺者の数は、一九九七年以降、六十一名、七十五名、六十二名、七十三名、五十九名、七十八名、七十五名、九十四名、九十三名、九十三名と続いております。この原因は一体何だろうと、私もこの資料を手にして深刻に考えました。

防衛大臣として、なぜ若い自衛官たちが自らの命を絶つていくのか、これはゆゆしい問題だと思っておりますが、大臣の所見を簡単に聞かせてください。

○国務大臣(石破茂君) 原因については、その他不明というのが多いわけですが、それを除けば、一に借財、続いて家庭問題、職務、病苦ということになっております。借財、家庭問題で全体の三割ということでございます。

やはり借財をなるべくしないようにということについて何かできないのかと、具体的にですね。ただ、あなた幾ら借金ありますかということを一々聞くことがこれまたできるのかできないのか、プライバシーの問題もございまして。あるいは

は、家庭の問題についてはこれまたプライバシーの問題で、あれこれそれについて関与することはどうかということもあります。

ただ、委員も同じ思いでいらつしやるのかとも思ひますが、自衛官になるというのは、やはり志を持って入つたのだと思ひます。そういう彼らが自ら命を絶たなければならぬということに對して何か具体的にできないのかと。これはもうプライバシーの問題だからこまで踏み込めませんよというところで終わらせていいのかという気が私はいたしております。

何かあつたら声を掛けなよという関係が本当にできないのか。幹部の偉いさんが声を掛けてもそれは駄目だとするならば、本当に同じような立場の曹士クラスの方々と、長い人生の経験を積んだ方が何かあつたら相談しろよと言えるような関係がもつともつとつけないのか。一つ一つやつていかねばならないということは前の長官在任時から思つておることでございますが、少しでも減つたということを私も私ども実現をしたいと思つておるところでございます。

○山内徳信君 イラク戦争が始まつてから、この数字を見ますと、数が増えてきておるんです。したがって、これを借財等と個人の問題に転嫁することはこれ易しいと思ひます。一つの団体でございまして、やはり全体的にそういうことを防いでいく、そういう策が必要だろうと思つております。

最後に、これは、自衛隊OBは、自衛隊の海外任務は自衛隊入隊時の宣誓、すなわち専守防衛、国土防衛の任務に反すると指摘した方がおります。省昇格に伴ひ自衛隊の本来任務に海外派兵が加わつたわけではあります。こうした自衛隊の任務拡大、とりわけ戦地と隣接する非戦闘地域への派遣は、国内で国土を守るために入隊したはずの自衛隊員や家族への精神的、肉体的ストレスとなり、自衛隊の自殺増の一因だと思ひますが、改めてお伺ひしたいと思ひますが、もう時間でございますから回答はまた後の機会にお願いしたいと

思います。
以上です。

○浅野勝人君 我が党は七月に大負けしたものですから、頭数がかつと減った上、当委員会は外務、防衛両省の副大臣、大臣政務官を除いた平委員はこの四人です。四人で質問を回しているものですから、昨日の決算委員会に続いてまたぞろ代わり映えのない面出しで恐縮至極に存じております。ただ、質問も同じ趣旨のものの繰り返しが増えてきておりますし、答弁席のお三方とお互いに顔を見飽きないうちに結論が得られないものかとひそかに期待をしております。

衆議院から法案がこちらへ送られてきて一か月たちました。参議院が賛否の決断を示すことができないということが参議院無用論の台頭を許すことになる、そのことに懸念を感じております。先ごろの本会議の代表質問で、参議院が審議を徹底する役割を怠つたら存在価値を失うと述べましたのは、参議院無用論の台頭だけは抑えたいという思いからでした。

そうした中で、北澤委員長が採決は必ずするという決意を表明した報道に接しまして、常任委員長長の責任の重さを深く考慮をしておいでのと表れだなと胸中を察し、高く評価をさせていただいております。あわせて、さすがに参議院を代表する民主党の副代表と改めて敬意を表しております。

私はかねてからいい野党がいい政治をつくるという側面をとっても大事なことでと思つてまいりました。もし私どもが野党になったら、私はそのことにこだわりたいと思っております。ただ、このいい野党がいい政治をつくるという言葉は、偉い人が言つたわけじゃなくて私の言葉ですから、大した意味がないようには自分では自問しておりますけれども、政治にとって大変大切なことだと私は思っております。審議を尽くして堂々と採決をして北澤委員長を男にする、その決断を委員諸賢に、諸賢という意味はもう賢い人という意味であります。北澤委員長を男にする決断を委員諸賢に求めてやみません。

そこで、インド洋で、何だったかな、インド洋で武装テロ集団の動きを監視、封鎖する活動に参加していないのは、今G8の中で日本とロシアだけになりました。中断に伴つて目に見える具体的障害が発生していないものだから、やめたつて何も変わらないではないかと言われますが、国家としての信頼感あるいは国際会議での発言力への影響など、目に見えない傷を無視できないのではないかと懸念を感じております。

官房長官、いかがお考えでございますか。
○国務大臣(町村信孝君) 具体的にどういふ影響が出ているのか、確かに一日一日のことではなかなかそれは私どもも分からないところは、それは率直に言つてございます。ただ、容易にやつぱり考えられますことというのは、まず一つ、運用面でこの海上阻止活動全体の効率が低下をしているのではないかと懸念をされております。

なぜならば、日本がやつていた活動をほかの国が何らかの形で肩代わりをしなければならぬというところになるからでございます。例えば、海上阻止活動に参加している多国籍軍の司令官が、数隻しかない補給艦のうちの一隻が欠ける中で広大な海域に対応することは運用上困難が生じるということを言つておられます。また、パキスタン政府に確認いたしましたところ、我が国による補給支援活動の中断の結果、パキスタンの艦船は燃料補給について代替手段に頼らざるを得ない状況にあり、約四割の活動効率が低下をしていると、こういうような話も来ているところでございます。

そして、私は何よりも、やつぱり日本の国というものの評価、国際的な評価、今まで営々とし、先ほどどなたかが憲法前文のことを言つておられました、長い時間を掛けて日本の国というものは、敗戦の後、平和活動に徹する、平和外交に徹するというところで営々と活動をしてきた、だんだんだんだん日本という国はやつぱりいい国だと言われようになつてきた、しかも近年は責任ある国家として、また責任ある役割を国際社会

の中で果たすようになってきたというような積極的な評価もいただき始めているところでございます。

そういう中で、このテロとの戦い、世界じゅうの国々がいろいろな形で活動をしているときに、日本がこの活動から脱落をしてしまふ、しかも活動が再開できないという状態が続くことは、またぞろ日本は、かつてのように、お金は出すけれども実際みんなが汗をかくときには汗をかかない。多少なりとも危険があるかもしれない、そうした、これはこの補給活動が危険と言っているわけじゃない、お金の出さなければ、例えばイラクもそうでございます、ああいうところにみんなで行き汗をかかない、お金を出せばいいと、そんな国に日本はまたなつてしまつたのかというように、またこの国にいろいろ相談しなくてももういいよねと、ほどこお金さえむしり、むしり取つておけばという表現はちよつとあれですが、お金さえ日本に出してもらえれば、あとはそこそこの扱いをしていけばいいんだというように、私は日本の国の評価というものが明らかにこれは悪影響を与えるであろうというふうに思います。

逆に、たまたま私は官房長官になる前に外務大臣の最後の仕事でニューヨークへ参りましたけれども、アフガン・ハイレベル会合というのがあり、カルザイ大統領以下各国の、関係国の外務大臣等が出席をしておりましたが、やはりそういう場に行つても、日本が非常にいい活動をしていて、全体のオペレーションにとつて大変有り難い役割なんだと、そういう感謝の気持ちあるいは期待、そしてこの活動を継続してもらいたいということ、を随分いろいろな方から言われました。特に、カルザイ大統領からは強い期待が表明をされたわけでございます。

そういう意味で、今こうやつて法案の御審議をいただいておりますが、一刻も早くインド洋における補給活動が再開できますように皆様方の御理解を賜りたく、心からお願ひをする次第であります。

○浅野勝人君 かつて、今度の議論が起きてきた折に、イラクへの燃料の転用疑惑が言われまして、防衛省がすべての補給を確認した結果、転用した例は一件もないと、疑惑はないということが調査の結果分かつたことを承知をしております。

そこで、この新法が成立して補給を再開する場合、燃料が新法の趣旨に沿つて適切に使われているというところを、いつでもきちんと管理をしておられるような運用上の対策を考えておく必要があると思ひます。これまではバレーンの司令官に日本大使館に向つた防衛アタッシェが二人派遣をされていたと聞いておりますけれども、再開の折には人員を拡充して各国との調整に当たつて、こういう疑惑が二度と出ないように考えておく必要を感じますが、防衛庁長官、いかがでしょう。

○国務大臣(石破茂君) 必要であれば人員の拡充ということも検討したいと思ひますが、今私どもで検討を進めておりますのは、口頭の確認ではなくて、きちんと定型化された書類というものが必要なのだろうというふうに考えております。またあるいは、相手が補給艦であります場合には、その補給艦の補給予定みたいなものを聞かねばならぬのだろうというふうに思つております。

それで関係各国と調整をしなければなりませんし、そもそも大本になる交換公文もそうなのですが、そういうような定型化した作業を行うことによつて人員が今のままでいけるということがあるのかもしれない。つまり、そういうような作業を正確に行うために何人必要か、もし必要であれば増員ということも視野に入れて考えたいと思ひます。

○浅野勝人君 そうそう、石破大臣ね、昨日の決算委員会のテレビ中継を見ていた人たちの中で非常に反応が多かつたのは、周辺で、民主党の委員の先生の質問に対して、グアムの米軍家族住宅のことをパネルで、閣僚がパネル使つて答弁したの

は初めてのケースだったと思いますけれども、非常に分かりやすかったですね。分かりやすかっただけに、反応は、おばさんたち、高いねという感じを与えたんですね。

それはやっぱり、日本人の感覚としては坪単価幾らかというのがぴんとくるんですよ。五千万、七千万という、まあ地方の人たちは、特にこのごろ、地方といえども郊外住宅は、四LDKといつても六畳二間に団地サイズの五畳に四畳半に十畳そこそこのLDKで四LDKと言っているような住宅が二千万とか二千万五百万で建ちますから、米軍の家族住宅で四LDK、五LDKというのと相当の規模だろうと思うんですね。だから、平米、まあ坪単価が一番日本人にはぴんとくるのかと。

それと同時に、日本の国内あるいは米国の国内、それ地価は別ですよ、ニューヨークで建てるのと東京で建てるのとグアムで建てるのと、地価を考えると別ですけども、しかし住宅建設ということだけに限らず、グアムの場合には資材を恐らく一〇〇%海上輸送して持ち込んで建てるということになると、その資材のコストというのは日米両国の本土で建てるのよりも相当コスト高になるんじゃないんですか。

ちよつとこれはこの新法議論とは別に、トランスポーターメーションに関連してずっと尾を引いていく議論ですから、何というんですかね、地方で暮らす、いや、地方に限りません、東京でも同じですけども、おばさんたちの感覚に理解ができるようなまた説明を加えてやってほしいと存じます。

○国務大臣(石破茂彦) 中高年の女性の皆様方に御理解をいただきやすい、あるいは中高年の女性の方に限らず多くの方々に御理解をいただきやすい説明というのをこれからしなきゃいかぬなと思っています。

委員御指摘のように、坪単価幾らと言った方がお分かりいただきやすかったのかもしれないですね。その辺、ちよつと私が説明の仕方が十分ではな

かったし、ただ、私が申し上げたかったのは、やつぱり高いですよというところが申し上げたかったわけですね。ですから、納税者の方々が高いよねという反応を持っていたのは、むしろ私自身は有り難いことだと思っていまして、国民の皆様方の税金を使う以上は、これ、どれだけ下げられるんだと。

しかし、委員御指摘のようにグアムですから、何といったって、世界じゅうというのか、資材を運んでこなきゃいけません。それからもう一つは、労働者の方々がグアムにいるわけじゃありませんので、あちらこちらから労働者を集め、そういう方々の宿泊ということも、長期間にわたります。必要になるでしょう。そして、台風常襲地帯ですから、そういう設計もしなきゃいかぬでしょう。湿度も高いですから、それに見合うような材質を使うことも必要でしょう。

ですから、可能な限り透明性を持ちながら、本当にこの値段でいいですねというのを我々としてきちんと詰めた上でなければ予算要求なんかできないということだということでありまして、これは余り申し上げることでないのかもしれないが、同じ階級の自衛官と比べてどうなのという議論もそれはやっぱり他方あるのだと思いますね。

ホスト・ネーション・サポートのやり方全体にかかわることでございますが、納税者の御理解がきちんと得られるような努力は、私どもも議会の御指導をいただきながら今後とも果たしてまいりたいと思います。

○浅野勝人君 さすがに石破大臣、よく分かっておいでだなど、今の話聞いて思います。

ただ、その反応の中に一人、自衛隊の官舎で暮らしている、豊川駐屯地の官舎で暮らしている私の後援会の女性部の方がおいでして、やつぱりその方の反応というのは相当厳しいものでした。だから、最後の御指摘というのはやつぱり心得ておいでだなど思いました。昨日のついでですけども、国連が決めた集団

安全保障措置に参加するための原則と憲法との関連について、民主党の小沢代表の見解を例に引かせていただいで議論をさしてもらったんですが、この原則をお互いに与野党を超えて一つの理解を求めていくとしたら、やつぱり一般法をどうするかというところに行き着くわけですね。だから、一般法に関する検討作業を私は加速させる必要があるなという思いがしております。

もう自民党の中で、石破私案というのが、私、大変よくできていると承知していますから、これは石破大臣に聞くことでは自分で自分の案を言うことになりまして、これは町村大臣か高村大臣か、どちらに伺ったら、町村大臣に伺います。

○国務大臣(町村信孝君) 自衛隊等の海外活動の一般的な法律が必要であるということは委員の御指摘のとおりであらうと、こう思います。

この問題につきましては、政府では、平成十四年、国際平和協力懇談会というものを設け、また、十六年には安全保障と防衛力に関する懇談会、こういったものなどから御提言をいただいております。また、国会でもそれなりの議論がもう既に始まっております。先ほども申し上げましたが、衆議院では、民主党の皆様方が積極的に一般法の必要性というものを強調されておられるということとを私は大変興味深く伺ったところでございまして、こういう方々とやはり何らかの形できちんとした政党間協議を行って、一般法の成立というものを進めていかなければいけないと。もちろん、その前提として、自民党、公明党、まず与党の中でもしっかりとしたコンセンサスをつくっていく必要があるだろうと、こう思います。

今御指摘の石破小委員長の下でおまとめいただいた国際平和協力法(仮称)の案が昨年の八月、自民党ではもうまとまっているわけでございますが、政府もその内容をよく承知をいたしております。大分、政府の中でもいろいろな議論をしているところでございます。そういう中から、私は、まずこの補給支援特別措置法案を成立をさせていただく、しかる後に与野の議論を踏まえた上

で政党間、与野、野党を問わず、これややはり日本の、国際的な正に平和づくりのための、自衛隊の能力をいかに活用するのかということについてのきちんとした議論をし、フレームワークをつくっておいて、あとは具体的なケースに即応して自衛隊が海外活動できるようにしていくということが必要なんだろうと、こう思っております。しっかりと取り組んでいきたいと、かように考えているところでございます。

○浅野勝人君 この際、昨日の積み残しを全部やらせていただきますが、外務大臣に一つ申し上げようと思つて申し上げられなかったことがございまして。北朝鮮を非難する国連の人権状況決議の扱いについてでございます。

それぞれの国が独自の人権問題を抱えているものですから、北朝鮮だけを非難はできないと考え違いをしている国が多いのが実情だと私は感じております。アブダクションイシューとは、北朝鮮の国家権力が日本の主権を踏みにじつて、日本から日本の子供をさらった国際犯罪だということとをきちんととらえること、あなたの国が抱えている内政問題としての人権とは訳が違つて説明しないと相手には分からない。

パハレーンの副首相兼外務大臣とお目に掛かった折に、パハレーンの海岸を歩いてた子供が袋をかぶされて船に乗せて連れ去られたと思つたら分かりやすいと申しましたら、いや、それは、アブダクションイシューというのがそういうことだとは全く知らなかった、宣戦布告に値する行為じゃないか、今年から北朝鮮非難にパハレーンは賛成するといつて、先日、本当に賛成してくれました。

カンボジアのフン・セン首相とは、ブノンペンで大論争の末、分かつたと言つたら、約束どおり政策転換を今年してくれました。バングラデシュの大蔵大臣は、日本のODAにお返しをする気持ちですといつて、棄権から賛成に回つてくれました。それに比べて、私の経験では、ネパール、スリ

ランカ、ベトナムには、賛成すると約束しておきながら、裏切られた。ベトナムに至っては、通訳の勘違いだったと言いつつしています。セブ島の日本C L V、外務大臣の代理で出た外相会談で、記者会見までやって明確にしていることについてであります。日本から多大の経済援助を受けているラオスは、賛成の方向で検討すると言っておきながら、今回棄権から逆に反対に回りました。

外務大臣、これらの国と何もなかったように付き合っていたらODAの戦略的意味合いが薄れます。国際世論を一層喚起するため、めり張りの材料にするくらいの決意があってもいいのではないかと思いますけれども、ちょっと過激に過ぎますでしょうか。

○国務大臣(高村正彦) ODAは我が国外交のツール、手段だと、こういうことを言っているわけでありまして、その手段をどういうふうに使つかということでありまして、極めて直接的に使うか、あるいはもう少し広い意味で使わなければならないか、そういうことも、委員の意見も参考にさせていただきながら、余りストレートに使うとほかのところで反発、もらっている国が何でも言うことを聞かないのかというようなこともあり得るということも考えながら、やはりこの外交のツール、外交の手段としてODAはあるわけでありまして、有効に使わせていただきたいと思います。

○浅野勝人君 十二月三日に官邸で防衛省改革会議の第一回会合が開かれたと承知をしております。官邸の防衛省改革会議に加えて、防衛省独自でも会議を立ち上げて、文民統制の徹底、厳格な情報保全体制の確立、防衛調達等の透明性の三点についてそれぞれ検討をいただいていると承知をしております。双方で議論をしてペーパーにまとめて一件落着とならないように強く警告をさせていただきます。私の質問を終わります。

○委員長(北澤俊美君) 本日の質疑はこの程度にとどめ、これにて散会いたします。

午後三時四十三分散会

十二月六日本委員会に左の案件が付託された。

一、テロ特措新法制定反対に関する請願(第一〇一九号)

一、新テロ特措法反対に関する請願(第一〇三六号)

第一〇一九号 平成十九年十一月二十六日受理

テロ特措新法制定反対に関する請願

請願者 熊本県上益城郡益城町広崎一、一五ノ五 中田幸治 外五千六百名

紹介議員 仁比 聡平君

一月一日、期限切れを迎えたテロ特措法は、九・一一テロの後、アメリカが国連憲章を踏みにじって行った報復戦争を受け、米軍などがアフガニスタンで続ける武力活動を支援する法律である。自衛艦がインド洋で米艦などに給油作戦を行うのは、武力の威嚇・行使を禁じた日本国憲法をじゅうりんするものである。混迷を深めるアフガニスタンの実態は、戦争ではテロはなくならないことを示している。また政府は、派遣された自衛艦がどのような活動をしているのかを始め、様々な米軍支援の実態を明らかにしないまま、派遣を繰り返そうとしている。アメリカの戦争に協力するため、言われるままに自衛隊を海外に派兵するのは、許されない。憲法の平和原則をいかに平和と復興への貢献を強めることを求める。

一、テロ特措新法を制定せず、インド洋に自衛隊を再び派遣しないこと。

二、イラク特措法を廃止し、イラクから自衛隊を撤退させること。

第一〇三六号 平成十九年十一月二十七日受理

新テロ特措法反対に関する請願

請願者 愛媛県松山市朝日ヶ丘二ノ一ノ三 九 元岡演孝 外百七十七名

紹介議員 仁比 聡平君

この請願の趣旨は、第九七七号と同じである。

十二月七日本委員会に左の案件が付託された。

一、テロ特措新法制定反対に関する請願(第一〇八号)

一、新テロ特措法反対に関する請願(第一二二一号)

一、沖縄県名護市辺野古地区への新基地建設の白紙撤回及び普天間基地の即時撤去に関する請願(第一二三四号)

第一二〇八号 平成十九年十二月三日受理

テロ特措新法制定反対に関する請願

請願者 札幌市東区北七条東一〇ノ三ノ八ノ一〇八 堀田美恵子 外六百六十二名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第一〇一九号と同じである。

第一二二一号 平成十九年十二月三日受理

新テロ特措法反対に関する請願

請願者 京都府相楽郡南山城村北大河原ウツノ七 今西弘 外二十七名

紹介議員 井上 哲士君

この請願の趣旨は、第九七七号と同じである。

第一二三四号 平成十九年十二月三日受理

沖縄県名護市辺野古地区への新基地建設の白紙撤回及び普天間基地の即時撤去に関する請願

請願者 愛知県春日井市上条町四ノ一六九ノ一〇二 柴山恭子 外五百百名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第四〇号と同じである。

十二月十日本委員会に左の案件が付託された。

一、沖縄県名護市辺野古地区への新基地建設の白紙撤回及び普天間基地の即時撤去に関する請願(第一二四四号)

一、新テロ特措法反対に関する請願(第一一四五号)

一、テロ特措新法に反対することに関する請願(第一二五三号)

第一二四四号 平成十九年十二月四日受理

沖縄県名護市辺野古地区への新基地建設の白紙撤回及び普天間基地の即時撤去に関する請願

請願者 兵庫県西宮市城ヶ堀町五ノ二七ノ二〇一 竹林伸幸 外三百二十五名

紹介議員 山内 徳信君

この請願の趣旨は、第四〇号と同じである。

第一二四五号 平成十九年十二月四日受理

新テロ特措法反対に関する請願

請願者 三重県伊勢市桶部町一〇六ノ一ノ二ノD 小山由美子 外八十一名

紹介議員 井上 哲士君

この請願の趣旨は、第九七七号と同じである。

第一二五三号 平成十九年十二月四日受理

テロ特措新法に反対することに関する請願

請願者 鳥取県米子市車尾五ノ一三ノ三 二 高橋鏡子 外四百四名

紹介議員 仁比 聡平君

一月一日、期限切れを迎えたテロ特措法は、九・一一テロの後、アメリカが国連憲章を踏みにじって行った報復戦争を受け、米軍などがアフガニスタンで続ける武力活動を支援する法律である。自衛艦がインド洋で米艦などに給油作戦を行うのは、混迷を深めるアフガニスタンの実態は、戦争ではテロはなくならないことを示している。また武力の威嚇・行使を禁じた日本国憲法をじゅうりんするものである。政府は、派遣された自衛

艦がどういう活動をしているのかを始め、様々な米軍支援の実態を明らかにしないまま、給油支援を再開しようとしている。アメリカの戦争に協力するために、言われるままに自衛隊を海外に派兵するのは、許されない。憲法の平和原則をいかけた平和と復興への貢献を強めることを求める。

については、次の事項について実現を図られたい。

一、テロ特措新法をやめ、インド洋に自衛隊を再び派遣しないこと。

二、イラク特措法を廃止し、イラクから自衛隊を撤退させること。

平成十九年十二月二十日印刷

平成十九年十二月二十一日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

D